

## ～ 国際研究 ～

### カンボジアの統治機構の概観

国際協力部教官

小林 俊彦

#### 序説

##### 第1 カンボジアに対する法整備支援の経緯及び現状について

カンボジアでは、1970年にシハヌーク殿下が外遊中に、ロン・ノル将軍がクーデターを起こした以降、内戦状態となり、特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では、それまでのカンボジアの法制度が否定された上、法曹を含む知識層が徹底的に粛清されるなどし、生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったと言われている。

カンボジアでは、その後も長年内戦状態が続いていたが、1991年にカンボジア和平パリ協定の調印が行われ、1992年には UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）がカンボジアにおいて活動を開始し、1993年には UNTAC 監督下で民主的総選挙が実施され、カンボジアはようやく平和と再建へと歩み始めた。

##### 1 カンボジアに対する法整備支援の開始

このようにカンボジアは平和と再建へと歩み始めたものの、ポル・ポト政権下で知識層が徹底的に粛清されたことなどから、独力で法令や制度の整備を行える状況になかった。そこで、カンボジアからの要請に基づき、1996年から、ODA（政府開発援助）の一環として、ODA の技術協力事業の実施機関である JICA（国際協力機構）<sup>1</sup>による支援の枠組みで、カンボジアの司法関係者を対象として、日本の法制度を紹介・研究することなどを目的とした国別特設研修が実施されてきた。

##### 2 法制度整備支援プロジェクトの開始

その後、カンボジア司法省からの要請に基づき、1999年3月から、民法及び民事訴訟法の両草案の起草を中心とした法制度整備プロジェクトが JICA 重要政策中枢支援の一環として開始された。日本側は、支援方針を検討する機関として、森嶋昭夫（財）地球環境戦略研究機関理事長を委員長とする国内支援委員会を創設し、その下に上記森嶋氏を部会長とする民法起草作業部会、竹下守夫駿河台大学学長を部会長とする民事訴訟法起草作業部会の両作業部会を設置した。これら委員会及び作業部会には、民法学者及び民事訴訟法学者に加え、最高裁判所、日本弁護士連合会、法務省からも委員やオブ

<sup>1</sup> 文中の国際協力機構等の機関名、肩書きは現在のものである。

ザーバーとして参加し、法務省法務総合研究所も、教官が委員として参加したほか、本邦研修の企画、運営を行い、同プロジェクトの実施に関与してきた。

同プロジェクトの実施により、カンボジア民法及び民事訴訟法の草案が完成し、両草案は2003年3月にJICAからカンボジア司法省に引き渡された。

その後、カンボジア司法省から上記プロジェクトの継続の要請がなされたことから、2004年4月、JICAとカンボジア司法省との間で、法制度整備プロジェクト（フェーズ2）に関する議定書が締結され、両法案の立法化支援及び両法案の附属法令整備を中心とした支援が継続されることとなった。

その結果、民事訴訟法草案は、2006年5月26日に国民議会本会議で可決され、同年6月23日に上院でも可決され、同年7月6日にカンボジア国王が民事訴訟法を公布する勅令に審署を行った。これにより、民事訴訟法は、同年7月16日からプノンペンにおいて施行され、同月26日からカンボジア全土において施行され、民事訴訟法587条に、同法は施行の日から1年の期間普及した後に適用すると定められていることから、2007年7月から適用されることとなった。

また、民法草案は、2006年9月6日、閣僚評議会（日本の内閣に相当する）の省庁間会議が終了し、2007年2月末から始まる国民議会本会議の会期で審議が開始される見込みである。

なお、上記プロジェクト（フェーズ2）の実施期間は2007年4月までの予定だったが、民法及び民事訴訟法の普及等の支援を継続するため、実施期間が2008年4月まで1年間延長されることとなった。

### 3 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの開始

カンボジアにおいては、2003年11月、裁判官及び検察官の養成を主たる目的とした王立裁判官・検察官養成校（以下、「養成校」という。）が開講し、第1期の研修生55名に対する研修が開始されたが、法務省は、カンボジア政府からの要請を受け、上記養成校における民事裁判教育に対する協力を行うこととし、2004年以降、法務総合研究所国際協力部<sup>2</sup>教官をJICA短期専門家として養成校に派遣するなどして、我が国が起草、立法化の支援を行った民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育のカリキュラムの策定、教材の作成及び指導方法の改善等に資する支援を行ってきた。

そして、2005年11月に、養成校において、我が国が起草、立法化の支援を行った民法、民事訴訟法両草案に関する民事分野の教育が改善されるように支援を行う裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトが正式にJICAのプロジェクトとして発足した。

養成校においては、2006年5月に第2期の研修生に対する研修を開始する予定になっていたことから、第2期の研修生の教育に対する助言、情報提供などの支援活動を

---

<sup>2</sup> 国際協力部は、法務省が行う国際協力の一環として、アジア諸国を中心とする発展途上国等に対する法整備支援を行うため、2001年4月に法務総合研究所内に新設された。

行うため、国際協力部の教官だった柴田紀子氏が JICA 長期専門家として、2006年2月に王立司法学院<sup>3</sup>に派遣された。

上記柴田専門家は、第2期の研修生に対して民事分野の講義を行うカンボジア人教官が講義の際に使用する講義概要（シラバス）の作成についての助言、指導や、カンボジア人教官の民事分野の講義のモニタリングや、養成校の教官候補生の現職の裁判官に対する民法草案の講義等を行っているが、国際協力部では柴田現地専門家と連携を取りながら同専門家の後方支援を行うとともに、2006年8月には本職及び国際協力部教官関根澄子がカンボジアに JICA 短期専門家として約2週間赴き、第2期の研修生に対する民法草案の講義や上記教官候補生等に対する判決書セミナーや訴状の書き方セミナーを実施するなどして、同プロジェクトに基づく支援活動を実施している。

## 第2 カンボジアの統治機構の概観の目的

法務総合研究所及びその後法務総合研究所内に新設された国際協力部では、上記のとおり、カンボジアに対する法整備支援の活動に携わってきたが、カンボジアの統治機構についての調査、研究はカンボジアの法整備支援の今後の展開にとって有益な情報を提供するものと思われる。しかし、法務総合研究所及び国際協力部では、平成14年当時に裁判官等4名の研修員を日本に招へいた際に、カンボジアの統治機構等の概要について研修員から報告を受けたことがあったものの<sup>4</sup>、それ以外にはこれまで国内においてカンボジアの統治機構の調査、研究を行ったことがなかった上、カンボジアの実際の統治の状況を把握するためにカンボジア現地で調査活動を行ったこともないことから、カンボジアの統治機構に関する資料や情報がほとんど蓄積されていないのが実態である。

したがって、今回は、カンボジアの統治機構の調査、研究の出発点と位置付け、公刊物やウェブサイトで公開されているカンボジアの統治機構の概要を整理して紹介（前提としてカンボジアの基本情報も紹介する）を中心とし、それに加えて現時点で国際協力部に蓄積されている情報を紹介することとする。

---

<sup>3</sup> 2005年1月に、裁判所書記官の新規・継続教育を目的とする裁判所書記官養成校と、王立裁判官・検察官養成校及び上記裁判所書記官養成校などを統括する組織として王立司法学院が設立された。

<sup>4</sup> 平成14年8月29日から同年9月12日までの間、法務総合研究所がカンボジアの裁判官1名、検察官1名、司法省職員1名、弁護士1名の合計4名の専門家を日本に招へいし、カンボジアの司法制度について共同研究を行ったものである。その共同研究で上記カンボジアの専門家が報告した内容の概略は、同研究に講師として参加していただいた名古屋大学法政国際教育協力研究センター研究員コン・テイリ氏（現在は名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授）が「カンボジアにおける立法過程と司法改革について」と題する報告書にまとめられていることから、本稿の記載にあたっても参考にさせていただいた。また、同研究の際に招へいた上記カンボジアの専門家の発表及び質疑応答の内容を国際協力部の教官がまとめた「カンボジアの刑事司法手続について」（資料1）及び「カンボジアの民事司法手続について」（資料2）については本稿に資料として添付する。

## 第1 カンボジアの基本情報<sup>5</sup>

### 1 正式名称

カンボジア王国 (Kingdom of Cambodia)

### 2 地理, 面積

インドシナ半島に位置し, 北西はタイ, 北はラオス, 南東はベトナムの3か国と国境を接している。国土は北緯8度30分から北緯14度40分(約440km), 東経102度40分から107度37分(約560km)におよび, 国土面積は18万1,035平方キロメートル(日本の国土面積の約半分)である。

カンボジア国内には, メコン川及びインドシナ半島最大の淡水湖であるトンレサップ湖に源を發するトンレサップ川の二大河川が流れている。

### 3 気候

熱帯モンスーン気候である。主に雨季と乾季に分別することができ, 5月から10月が雨季, 11月から4月が乾季である。気温は12月と1月が最も低く, 3月から4月にかけて最も高くなり, 最高気温が40度に達することもある。

### 4 人口

約1,380万人(2005年現在)

### 5 首都

プノンペン(カンボジア王国憲法第6条にプノンペンが首都である旨が規定)(人口約101万人・2003年現在<sup>6</sup>)

### 6 民族

クメール人が圧倒的で90パーセントを占め, ほかにベトナム系5パーセント, 中国系が1パーセントを占め, 残りの4パーセントは多様な少数民族から構成される。

### 7 言語

クメール語(公用語・カンボジア王国憲法第5条にクメール語が公用語である旨が規定)

### 8 宗教

仏教の信奉者が95パーセントを占め, 一部少数民族はイスラム教を信奉している。なお, カンボジア王国憲法第43条で仏教が国教と規定されている。

### 9 通貨

リエル(1米ドルが約4,092リエル・2005年平均)

### 10 略史

- ・ 1953年11月9日, カンボジア王国としてフランスから完全独立

<sup>5</sup> 外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>, カンボジアEガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql/egov/english/home.view.html>, 在カンボジア日本大使館の HP <http://www.kh.emb-japan.go.jp/>, CLAIR(財団法人自治体国際化協会)の HP <http://www.clair.or.jp/>, 安田信之「東南アジア法」日本評論社, 天川直子編「カンボジア新時代」アジア経済研究所, 「カンボジアへの投資(州別データ)」国際機関日本アセアンセンターによる。

<sup>6</sup> カンボジア政府のプノンペンに関する HP [http://www.phnompenh.gov.kh/english/PhnomPenh\\_Profile/E\\_PP\\_profile.pdf](http://www.phnompenh.gov.kh/english/PhnomPenh_Profile/E_PP_profile.pdf) による。

- ・ 1970年3月、ロン・ノル将軍が、シハヌーク殿下外遊中にクーデターを執行し、王政を廃して共和制のクメール共和国樹立  
その後、共産勢力であるクメール・ルージュとの間で内戦
- ・ 1975年4月、クメール・ルージュが内戦で勝利し、民主カンボジア政権（ポル・ポト政権）樹立  
同政権下で大量の自国民の虐殺が行われる。
- ・ 1978年12月、ベトナム軍がカンボジアに侵攻し、翌1979年1月にプノンペンを攻略し、ポル・ポト派を敗走させ、ベトナム軍に支援を受けたプノンペン政権（ヘン・サムリン政権）が樹立  
その後、民主カンボジア三派連合（ポル・ポト派、王党派、共和派）との間で内戦
- ・ 1991年10月、カンボジア和平パリ協定の調印
- ・ 1993年5月23日、UNTAC 監督下で制憲議会選挙が実施  
ラナリット第一首相（王党派フンシンペック党）とフン・セン第二首相（人民党・旧プノンペン政権）の2人首相制の連立政権が発足
- ・ 1993年9月24日、カンボジア王国憲法が公布され、ノロドム・シハヌーク殿下が国王に就任
- ・ 1997年7月、ラナリット第一首相陣営（フンシンペック党）とフン・セン第二首相陣営（人民党）の武力衝突が発生し、フン・セン第二首相陣営の軍隊がカンボジア全土を掌握し、ラナリット第一首相は失脚し、フン・セン第二首相が実権を掌握
- ・ 1998年7月26日、国民議会選挙実施  
フン・セン氏を単独首相とする人民党とフンシンペック党の連立政権が発足
- ・ 1999年4月、ASEAN（東南アジア諸国連合）正式加盟
- ・ 2003年7月27日、国民議会選挙実施  
フン・セン氏を単独首相とする人民党とフンシンペック党の連立政権が発足
- ・ 2004年10月、ノロドム・シハヌーク国王が退位し、子息のノロドム・シハモニ新国王が即位、WTO（世界貿易機関）加盟
- ・ 2006年1月22日、上院議員選挙実施

## 第2 カンボジアの統治機構の概要

カンボジアでは、上記のとおり、1993年9月24日にカンボジア王国憲法（the Constitution of the Kingdom of Cambodia）が公布、施行されたが、その後、1994年7月14日に第一次改正が行われ、1999年3月6日に第二次改正が行われて、現在に至っている。

そこで、1999年3月6日の第二次改正後の現行の憲法<sup>7</sup>を中心に、カンボジアの統

<sup>7</sup> 今後、単に「憲法」と記載する場合には、1999年3月6日に改正された後の現行の憲法のことを指している。

治機構について紹介することとする。<sup>8</sup>

カンボジアの統治機構に關与する憲法上の主な機関としては

- ① 国王<sup>9</sup>（憲法第2章）
- ② 国民議會（憲法第7章）
- ③ 上院（憲法第8章）
- ④ 王国政府（憲法第10章）
- ⑤ 司法（憲法11章）
- ⑥ 憲法院（憲法12章）
- ⑦ 国民大会（憲法14章）

が定められている。

これらの憲法上の機関の關係の概要を説明すると、まずカンボジアにおいては、「カンボジアは、国王が、憲法、自由な民主主義及び複数政党制の原理に基づいて、その職務を行う王国である。」（憲法第1条）という規定等があることから、君主たる国王の存在を前提に、憲法に従って政治が行われる立憲君主制の政体が採用されている。

したがって、カンボジアの統治機構上は、国王が君主として君臨することにはなるが、国王には統治権がないことが明言されている（憲法第7条）ことなどから、実質的にはその国王の下に組織される立法府としての国民議會・上院、行政府としての首相が率いる閣僚評議會、司法府としての裁判所に、立法権、行政権、司法権が分立された三権分立制が採用されている。

また、憲法上は、上記の三権の統治機関とは別に、国王の下に、法律等の違憲審査権を有する憲法院と、直接民主制の性格を有する国民大会という機関が定められている。

なお、憲法等に基づくカンボジアの統治機構図を資料3として添付する。<sup>10</sup>

以下、カンボジアの統治機構に主に關与する上記7つの憲法上の機関について概要をそれぞれ紹介する。

## 1 国王<sup>11</sup>

### （1）国王の地位

憲法では、国王の地位について、「国王は、終身、国家元首である。国王は、不可侵

---

<sup>8</sup> 現行の憲法を中心とする法規上のカンボジアの統治機構についての紹介であるため、カンボジアの実際の統治の状況とは異なっている部分があるものと思われる。カンボジアの実際の統治の状況については今後さらに調査、研究を行っていく必要がある。

<sup>9</sup> 憲法の日本語訳は、特に脚注で触れていない場合は、萩野芳夫、畑博行、畑中和夫編「アジア憲法集」赤石書店の127～148頁の「カンボジア王国憲法」四本健二訳による。

<sup>10</sup> 省庁については、カンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/organ.ministry.html> で公表されている省庁に基づいて記載しており、和訳はその省庁の英語版を仮訳したものである。

<sup>11</sup> 本項の記載にあたっては、四本健二「カンボジア憲法論」勁草書房 87～92頁、作本直行編「アジア諸国の憲法制度」アジア経済研究所 231、232頁、安田信之「東南アジア法」日本評論者 292、293頁、CLAIR（財団法人自治体国際化協会）のHP <http://www.clair.or.jp/> を参考にした。

である。」(憲法第7条)と定められているが、「カンボジア国王は、君臨するが、統治しない。」(憲法第7条)と定められ、国王には統治権がないことが明言されている。

また、憲法では、国王の地位について、「国王は、民族の統合と永続性の象徴である。」(憲法第8条)と定められている。

ただ、憲法では、国王の地位について、さらに「国王は、公権力の誠実な行使を確保するための調停者としての威厳のある任務に責任を負う。」(憲法第9条)と定められていることから、カンボジア国王には、公権力の誠実な行使を確保するための仲裁者としての役割が期待されているといえよう。

## (2) 国王の権能

国王の権能としては、

- ① 憲法第 119 条の規定に基づいて、首相及び閣僚評議会<sup>12</sup>を任命すること(憲法第 19 条)
- ② 閣僚評議会の提案に基づいて、高位の文官、武官、特命全権大使、特命全権公使の任命、異動及び任務の終了の勅令に署名すること(憲法第 21 条)
- ③ 司法官職高等評議会の提案に基づいて、裁判官の任命、異動及び罷免の勅令に署名すること(憲法第 21 条)
- ④ 国が危機に直面したときは、首相、国民議会議長及び上院議長の同意を経て、国土を非常事態におくこと(憲法第 22 条)
- ⑤ 国民議会及び上院による承認を経て宣戦布告すること(憲法第 24 条)
- ⑥ 国民議会及び上院の承認投票を経て、国際条約及び協定に署名し、批准すること(憲法第 26 条)
- ⑦ 憲法公布法、国民議会が採択し、上院を通過した法律、閣僚評議会が提出する勅令に審署すること(憲法第 28 条)
- ⑧ 閣僚評議会の提案に基づいて、国家勲章を制定し、授与すること(憲法第 29 条)
- ⑨ 法律の定めにしたがって、文官及び武官に階級を授与すること(憲法第 29 条)など、広範に認められているが、基本的には、上記の憲法上の各規定からも明らかのように、国王がそれぞれの職務を行う以前に実質的な決定が既に行われていることが前提になっており、国王の政治権力からの隔離を保障している。

## (3) 国王の地位の継承

国王の地位の継承について、憲法では、「30 歳以上で、かつアンドゥオン王、ノロドム王又はシソワット王のいずれか直系の子孫である王族から選任する。」(憲法第

---

<sup>12</sup> この「閣僚評議会」については、カンボジアEガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法では憲法第 19 条等で「the Council of Ministers」と英訳されている。この「the Council of Ministers」については、前掲「カンボジア王国憲法」四本健二訳では「大臣会議」と和訳されているが、これまで国際協力部では「the Council of Ministers」については「閣僚評議会」という和訳を使用していたことから、今後も「the Council of Ministers」は「閣僚評議会」という和訳を使用することとする。

14条)と定められていることから、カンボジアの国王の地位の継承については世襲制が採用されている。また、「国王の配偶者は、カンボジア王国王妃の称号を持つ。」(憲法第15条)と定められていることから、王位の継承者は事実上男子であることを前提にしている。

ただ、憲法では、「カンボジアの君主制は、選任制度に基づく。国王は、王位の継承者を指名する権限を有しない。」(憲法第10条)と定めていることから、国王の地位の継承者については国王の指名や法律の規定に基づいて決まるわけではなく、選任制が採用されている。

選任方法については、上院議長、国民議会議長、首相、モハニカイ派及びトアンマユット派<sup>13</sup>の大管長、上院の第1副議長、第2副議長、国民議会の第1副議長、第2副議長の9名によって構成される王国王位継承評議会が選任する旨が定められている(憲法第13条)。

現在の国王は、前記のとおり、シハヌーク前国王の子息のノロドム・シハモニ国王(2004年10月29日即位)である。

なお、憲法では、「国王は、終生、国家元首である。」と定められていることから(憲法第7条)、上記の国王の選任方法に関する規定は国王が崩御した場合の新しい国王の選任方法を定めるものであり、国王が退位した場合の新しい国王の選任方法については憲法で定められていなかったため、2004年にシハヌーク前国王が退位した際には、新法制定により対応した。

## 2 立法府<sup>14</sup>

### (1) 国民議会及び上院の地位

憲法では、「カンボジア王国は、自由な民主主義体制及び複数政党制を採用する。(略)すべての権力は、国民に属する。国民は、その権力を国民議会、上院、王国政府及び司法機関を通じて行使する。立法権、行政権及び司法権は、分立する。」(憲法第51条)と定めており、統治機構の基本原則として国民主権と三権分立の制度を採用していることを明らかにしている。

そして、この三権分立の制度の下、立法権を有しているのが国民議会(the National Assembly)(憲法第90条)及び上院(the Senate)(憲法第99条)である。

1993年9月24日にカンボジア王国憲法が公布、施行された際は、国民議会を立法権を有する唯一の機関と定め、一院制を採用していたが、1999年3月6日の第二次改正時に立法機関として上院を設置する旨が定められ、二院制を採用することとなった。

<sup>13</sup> カンボジアにおける主要な仏教教派のことである。

<sup>14</sup> 本項の記載にあたっては、前掲四本健二「カンボジア憲法論」140～150頁、前掲「カンボジア王国憲法」四本健二訳125頁、前掲作本直行編「アジア諸国の憲法制度」232～234頁、前掲安田信之「東南アジア法」293頁、CLAIR(財団法人自治体国際化協会)のHP <http://www.clair.or.jp/>を参考にした。



## (2) 国民議会及び上院の組織

### ア 概要

国民議会及び上院は、憲法によれば、それぞれ

- ・議員
- ・議長
- ・副議長
- ・常任委員会
- ・委員会

から構成される。

### イ 議員

#### (ア) 国民議会議員

国民議会議員は、自由、普通、平等、直接及び秘密投票により、選挙される（憲法第 76 条）。

選挙権は 18 歳以上の者に認められ（憲法第 34 条）、被選挙権は 25 歳以上の者に認められている（憲法第 76 条）。

選出された国民議会議員は、選挙区民のみならず、国民全体の代表としての性格を有し、選挙人による命令委任は否定されている（憲法第 77 条）。

国民議会議員の任期は、5 年間である（憲法第 78 条）。

国民議会は、王国政府が 12 か月の間に 2 度にわたって総辞職した場合を除き、任期満了以前に解散されない。国王は、首相の発議及び国民議会議長の承認に基づき、国民議会を解散する（憲法第 78 条）。

国民議会は、120 名以上の議員により、構成されるが（憲法第 76 条）、2003 年 7 月 27 日に実施された国民議会選挙においては、国民の投票による比例代表制の選挙が実施され、人民党が 73 議席、フンシンペック党が 26 議席、サム・レンシー党が 24 議席を獲得し、合計 123 名の国民議会議員が選出された。<sup>15</sup>

#### (イ) 上院議員

上院議員は、国王により勅任された 2 名の議員、国民議会の議決により選任された 2 名の議員及び選挙された議員により、構成される（憲法第 99 条、第 100 条）。

上院議員の任期は、6 年間である（憲法第 102 条）。

上院は、国民議会の半数を超えない議席数をもって構成される（憲法第 99 条）。

なお、上院は、1999 年の第二次の憲法改正による設立時に限り、移行措置（憲法第 157 条）として、その任期は 5 年間、61 名の議員により構成するとされ、選挙は行われず、国王が、議員 2 名及び議長、第 1 副議長及び第 2 副議長を選任し、その他の議員は、国民議会の議席数に応じて各政党に配分された議席数の候補者名簿を各政党に提出させ、上院議長及び国民議会議長の同意を経て、国王が指名した。

<sup>15</sup> 国民議会の議員名簿については、カンボジアの国民議会 HP [http://www.cambodian-parliament.org/members\\_mp.htm](http://www.cambodian-parliament.org/members_mp.htm) で公表されている。

その結果、人民党の議員が 31 名、フンシンペック党の議員が 21 名、サム・レンシー党の議員が 7 名、国王が選任した議員 2 名の合計 61 名が上院議員となった。

その後、上院は、2006 年 1 月 22 日に選挙が実施されたが、この選挙は国民の投票による選挙ではなく、コミュニン (Commune)・サンカット (Sangkat)<sup>16</sup>評議会の評議員 (11,382 名) 及び国民議会議員の投票による選挙であり<sup>17</sup>、その選挙の結果、人民党が 45 議席、フンシンペック党が 10 議席、サム・レンシー党が 2 議席を獲得し、その他に国王により 2 名の議員が勅任され、国民議会の議決により 2 名の議員が選任され、合計 61 名の議員により構成されるようになった。<sup>18</sup>

#### (ウ) 国民議会議員及び上院議員の権限や特権

国民議会及び上院の議員には、憲法上、様々な権限や特権が与えられている。

- ① 国民議会議員及び上院議員は、免責特権を有し、その職務遂行にあたって表明した意見を理由に起訴、逮捕又は拘禁されない (憲法第 80 条, 第 104 条)。
- ② 国民議会議員及び上院議員は、起訴、逮捕又は拘禁にあたっては、現行犯であるときを除いては、会期中には国民議会 (上院議員の場合は上院)、閉会中は常任委員会<sup>19</sup>の許可を要する (憲法第 80 条, 第 104 条)。

国民議会議員又は上院議員の拘禁又は起訴は、いかなるときにおいても、議員総数の 4 分の 3 の多数決によって停止される (憲法第 80 条, 第 104 条)。

- ③ 国民議会議員及び上院議員は、歳費を受ける (憲法第 81 条, 第 105 条)。
- ④ 国民議会議員及び上院議員は、法律案提出権及び法律修正案提出権を有する。但し、提案が国庫収入の減少又は国民の負担を増加させる目的を持つときには、当該提案は受け入れられない (憲法第 91 条)。
- ⑤ 国民議会議員は、王国政府に対して書面で質問を提出する権利を有する。

国民議会議員からの質問に対しては、大臣又は首相により、口頭又は書面によって答弁が行われる (憲法第 96 条)。

#### ウ 議長、副議長

##### (ア) 議長及び副議長の選出方法

国民議会及び上院は、それぞれ、審議に先立って、議員総数の 3 分の 2 の多数決をもって、議長、副議長を選出する (憲法第 82 条, 第 106 条)。

<sup>16</sup> コミュン (Commune)・サンカット (Sangkat) は、後記のとおり、2002 年に新しく誕生した地方自治体のことである。

<sup>17</sup> 前記の裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの JICA 長期専門家森田隆業務調整員から御教示を受けた情報による。

<sup>18</sup> 上院の議員名簿については、カンボジアの上院の HP <http://www.senate.gov.kh/senator/english/ListSenatorEng.htm> で公表されている。

<sup>19</sup> この「常任委員会」については、カンボジア E ガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法では第 80 条等で「Standing Committee」と英訳されている。この「Standing Committee」について、前掲「カンボジア王国憲法」四本健二訳では「常務委員会」と和訳されているが、これまで国際協力部では「常任委員会」という和訳を使用していたことから、今後も「Standing Committee」については「常任委員会」という和訳を使用することとする。

(イ) 議長の権限・職責

首相の国民議会の解散の発議により国王が国民議会の解散する際には、国民議会議長の承認が必要とされている（憲法第 78 条）。

国民議会議長及び上院議長は、会議を主催し、議案及び各議会によって採択された決議を受理し、各議会の規則の実施を確保し、外国と各議会との関係を司る（憲法第 87 条、第 110 条）。

国民議会議長は、国民議会及び上院の秘密会の要求を行う権限があり（憲法第 88 条、第 111 条）、上院議長は、上院の秘密会の要求を行う権限がある（憲法第 111 条）。

国民議会議長は、選挙で勝利した政党に属する国民議会議員から高位の者 1 名を、王国政府形成を要請される者（首相）として、国王に推薦する（憲法第 119 条）。

国民議会議長及び上院議長は、法律案の公布前に、国民議会が採択した法律案を審査に付すために憲法院に送付する権限を有し（憲法第 140 条）、法律が公布された後は、憲法院に対し、当該法律の合憲性について審査を求める権限を有する（憲法第 141 条）。

(ウ) 副議長の権限・職責

国民議会及び上院議員の副議長は、それぞれ、国民議会議長又は上院議長が、疾病にあるとき、国家元首代行又は摂政としての職にあるとき、若しくは外国にあって職責を遂行できないときに、各議長の職務を代行する（憲法第 87 条、第 110 条）。

国王が、王国政府形成を要請される者（首相）として、選挙で勝利した政党に属する国民議会議員から高位の者 1 名を指名する際には、国民議会議長の推薦だけでなく、国民議会副議長の同意が必要である（憲法第 119 条）。

(エ) カンボジアの国民議会の HP 等によれば<sup>20</sup>、国民議会の議長は Samdech Heng Samrin 氏（人民党名誉党首）で、第 1 副議長は H.E. Mr. Nguon Nhel 氏（人民党）であり、第 2 副議長は H.E. Mr. You Hockry 氏（フンシンベック党）である。

カンボジアの上院の HP 等によれば<sup>21</sup>、上院の議長は Samdech Chea Sim 氏（人民党首）で、第 1 副議長は H.R.H samdech Sisowath Chivanmonirak 氏（フンシンベック党）で、第 2 副議長は H.E. Tep Ngorn 氏（人民党）である。

エ 常任委員会

常任委員会は、国民議会においても、上院においても、各議会の議長、副議長、各委員会の委員長により構成される（憲法第 84 条、第 108 条）。

この常任委員会の責務・権限として、憲法上、

① 各議会の閉会期間中、各議会の職務にあたること（憲法第 84 条、108 条）

<sup>20</sup> カンボジアの国民議会の HP の [http://www.cambodian-parliament.org/members\\_mp.htm](http://www.cambodian-parliament.org/members_mp.htm)、外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html> による。

<sup>21</sup> カンボジアの上院の HP の <http://www.senate.gov.kh/senator/english/ListSenatorEng.htm>、外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html> による。

② 国王、首相、議員総数の3分の1以上のいずれかの要求があったときに各議会の臨時会を招集すること（憲法第83条、第107条）

③ 各議会の閉会中に各議會議員の起訴、逮捕又は拘禁の許諾の決定を行うこと（憲法第80条、第104条）

が定められているが、その権限はラオス<sup>22</sup>やベトナム<sup>23</sup>の常任委員会の権限に比べるとかなり弱いものである。

#### オ 委員会

国民議会及び上院は、それぞれ必要な委員会を設置する（憲法第94条、第114条）との規定に基づいて、国民議会及び上院には、それぞれ上記エの常任委員会とは別に、

- ① 人権・不服申立委員会
  - ② 金融・財務委員会
  - ③ 経済・計画・投資・農業・農村開発・環境委員会
  - ④ 内務・国防・調査・反汚職委員会
  - ⑤ 外務・国際協力・宣伝・情報委員会
  - ⑥ 立法委員会
  - ⑦ 教育・宗教・文化・観光委員会
  - ⑧ 保健・社会・女性問題委員会
  - ⑨ 公共事業・運輸・通信・郵政・産業・エネルギー・通商委員会
- の9つの委員会の設置が定められている<sup>24</sup>。

### (3) 国民議会及び上院の活動

#### ア 会期

国民議会及び上院は、それぞれ、毎年2回、3か月以上の会期の常会を開催するほか、国王、首相、議員総数の3分の1以上のいずれかの要求があるときには、臨時会を開催することができる（憲法第83条、第107条）。

#### イ 公開

国民議会及び上院の会議は、それぞれ、公開される。ただし、国民議会及び上院は、それぞれ、議長、議員総数の10分の1以上、国王、首相のいずれかの要求によって秘密会を行う（憲法第88条、第111条）。なお、上院の秘密会については上院議長だけではなく、国民議会議長も要求を行うことができる（憲法第111条）。

#### ウ 定足数

国民議会及び上院の会合は、それぞれ、議員総数の10分の7の出席がなければ無効である（憲法第88条、第111条）。

---

<sup>22</sup> ICD NEWS 第3号の9、10頁参照。

<sup>23</sup> ICD NEWS 第28号の9、10頁参照。

<sup>24</sup> 国民議会の委員会の和訳は、国民議会の HP <http://www.cambodian-parliament.org/#> で公表されている1993年10月28日採択のカンボジア国民議会規則（the Internal Regulations of the National Assembly of the Kingdom of Cambodia）第6条の英語版を仮訳したものである。上院の委員会の和訳は、上院の HP <http://www.senate.gov.kh/senator/english/CommitteeEng.htm> で公表されている9つの委員会の英語版を仮訳したものである。

#### (4) 国民議会の権限

##### ア 法律等の議決権

国民議会は、

- ① 法律を議決すること<sup>25</sup>
- ② 国家予算、国家計画、借款、貸付、租税の創設、修正、廃止を承認すること
- ③ 行政費を承認すること
- ④ 恩赦法案を承認すること
- ⑤ 国際協定及び国際条約を承認し、又は廃棄すること
- ⑥ 宣戦布告法案を承認すること

の権限を有し、これらの議案については、議員総数の過半数により議決される（憲法第 90 条）。

ただし、国民議会によって採択された法律で、国の独立、主権、領土保全に抵触し、国の政治的統一又は統治を害するものは無効とされ、この法律の無効の決定は憲法院が行う（憲法第 92 条）。また、後記のとおり、憲法院は、国民議会が採択した公布前の法律案等及び公布後の法律の違憲審査権を有しており（憲法第 136 条、第 140 条、第 141 条）、憲法院が違憲とした条文は、公布せず、施行しない（憲法第 142 条）と定められている。したがって、国民議会及び上院の立法権は憲法院から抑制を受けるシステムになっている。

##### イ 行政府に対する権限

国民議会は、王国政府に対する信任投票を議員総数の 3 分の 2 の多数決によって通過させる権限を有する（憲法第 90 条）。

また、国民議会は、議員総数の 3 分の 2 の賛成をもって、大臣を罷免し、又は政府不信任動議を議決する権限も有する（憲法第 98 条）。

ただし、政府不信任動議は、議員 30 名以上によって、国民議会の本会議に提案される必要がある（憲法第 98 条）。

##### ウ 憲法改正・修正権

国民議会は、議員総数の 3 分の 2 の賛成によって、憲法の改正又は修正を可決する権限を有する（憲法第 151 条）。

ただし、憲法の改正又は修正は、国王、首相又は国民議会議員総数の 4 分の 1 の提案に基づいて国民議会議長が発議する必要がある（憲法第 151 条）。

また、憲法の改正又は修正は、憲法第 86 条に規定する非常事態に国がおかれている下では、禁止される（憲法第 152 条）。

さらに、自由な民主主義及び複数政党制並びに立憲君主政体を害する憲法の改正及び修正も、禁止されている（憲法第 153 条）。

なお、憲法の改正又は修正の手續として、日本国憲法のような国民の承認（日本

---

<sup>25</sup> カンボジアの立法手續については ICD NEWS 第 11 号 173, 184~193 頁参照。

国憲法第 96 条) は必要とされていない。

#### (5) 上院の権限

上院は、先に国民議会在が採択した法律案及びその外の議案を審議する権限を有する(憲法第 113 条)。

ただし、憲法上、上院は、先に国民議会在が採択した法律案及びその他の議案を送付の日から 1 か月以内に審議する必要があると定められており、緊急のときは、この審議期間は、7 日間に短縮されると定められている(憲法第 113 条)。

ア 国民議会在と上院の意見が対立した場合

(ア) 上院が上記審議期間を徒過した場合

上院が上記の審議期間を過ぎて否決した場合は、国民議会在が採択した法律案を公布する(憲法第 113 条)。

(イ) 上院が国民議会在の送付案を修正した場合

上院において国民議会在の送付案を修正したときは、これを再審議のために国民議会在に回付する。国民議会在は、修正された回付案を審議し、過半数をもって議決する(憲法第 113 条)。

(ウ) 上院が国民議会在の送付案を否決した場合

上院において国民議会在の送付案を否決したときは、国民議会在は、その返付案を 1 か月間は審議することができない。ただし、この期間は、予算又は財政の場合には 7 日間に短縮され、緊急の場合には 2 日間に短縮される(憲法第 113 条)。

国民議会在は、返付案を過半数をもって議決する(憲法第 113 条)。

#### (6) 国民議会在と上院の関係

国民議会在及び上院は、国家の重要事項を決定するために両院協議会を行うことができる(憲法第 116 条)と定められている。

### 3 行政府<sup>26</sup>

#### (1) 行政権と閣僚評議会

行政権に関して、憲法は第 10 章に「王国政府」という章を設け、同章の冒頭の憲法第 118 条で、閣僚評議会をカンボジア王国政府と定めた。これにより行政権を担う行政機関として閣僚評議会が設置されることとなった。

なお、この閣僚評議会が担う行政権の範囲については、憲法第 127 条の「閣僚評議会の組織及び権限は、組織法律で定める。」との規定に基づいて定められた閣僚評議会の組織及び権限に関する法律(1994年7月19日採択)第1条において、「王国政府は、国民議会在が採択する国家政策を決定する義務を有し、立法府又は司法府の

---

<sup>26</sup> 本項の記載にあたっては、前掲四本健二「カンボジア憲法論」150～167、275～278 頁、前掲作本直行編「アジア諸国の憲法制度」235～237 頁、前掲安田信之「東南アジア法」293、294 頁、CLAIR(財団法人自治体国際化協会)の HP <http://www.clair.or.jp/>を参考にした。

権限に属する事項を除く国家の一般国務を管轄し、法律の適用を確保する執行機関である。」と定められた。したがって、王国政府すなわち閣僚評議会が担う行政権の範囲は、すべての国家作用のうちから、立法作用と司法作用を除いた残りの作用であることが明らかにされた。

## (2) 閣僚評議会の組織

### ア 閣僚評議会の構成

閣僚評議会は、副首相に補佐される1名の首相が指導し、国务大臣、大臣、政務長官により構成される（憲法第118条）と定められている。<sup>27</sup>

### イ 王国政府（閣僚評議会）の形成過程

憲法の定めに基づくと、王国政府（閣僚評議会）の形成過程は以下の順序になる。

- ① 国民議会は、選挙ののち60日以内に最初の会期を国王の詔勅によって開会する（憲法第82条）。
- ② 国民議会は、審議に先立って、議員総数の3分の2の多数決をもって、議長、副議長（憲法第119条の定めにより副議長は2名）を選出する（憲法第82条）。
- ③ 上記で選出された国民議会議長の推薦及び2名の副議長の同意に基づいて、国王は、選挙で勝利した政党に属する国民議會議員から高位の者1名を指名し、王国政府形成を要請する（憲法第119条）。
- ④ 上記で指名を受けた者（首相）は、国民議會議員又は政党を代表する者を率い、国民議会に、王国政府（閣僚評議会）の信任投票を求める（憲法第119条、第90条）。
- ⑤ 国民議会は、王国政府（閣僚評議会）に対する信任投票を議員総数の3分の2の多数決によって通過させる（憲法第90条）。
- ⑥ 国王は、国民議会が上記の投票による信任を与えたのちに、閣僚評議会の全閣僚を任命する勅令を発する（憲法第119条）。

## (3) 王国政府（閣僚評議会）の権限

### ア 首相の権限

首相の権限については、前記の閣僚評議会の組織及び権限に関する法律（以下「同法」という。）に規定されており、首相は

- ① 閣僚評議회를主宰し、一般国務について王国政府を指揮、監督すること（同法第10条）
- ② 外国との合意、協定の交渉を指揮し、署名すること（同法第12条）
- ③ 王国政府官房長官、各省事務次官・官房長、州知事・特別市市長及び国軍司令官等の高位の文官及び武官の勅令による任命、異動及び罷免を提案すること（同法第14条）

---

<sup>27</sup> カンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法第118条では上記の国务大臣は「State Ministers」、大臣は「Ministers」、政務長官は「State Secretaries」と英訳されている。

④ 特別の場合又は不可抗力による場合の必要に応じ、緊急の歳出であって、国民議会議会が指定した国家予算外の支出を命令すること（同法第 16 条）

など広範な権限を有している。

現在の首相は、人民党のフン・セン（Samdech Hun Sen）氏である。

#### イ 副首相の権限

副首相は、首相による直接の権限の委任により、首相の職務の遂行を補佐する（同法第 19 条）。

現在の副首相は、①ソック・アン（H.E. Sok An）氏（人民党）、②ハオ・ナムホン（H.E. Hor Namhong）氏（人民党）、③ソー・ケーン（H.E. Sar Kheng）氏（人民党）、④ティア・バニユ（H.E. Tea Banh）氏（人民党）、⑤ルー・ライスレン（H.E. Leu LaySreng）氏（フンシンベック党）の 5 名である。<sup>28</sup>

#### ウ 国務大臣、大臣、政務長官

国務大臣、大臣、政務長官については、

① 各省の行政事務を分担管理しない大臣及び国務大臣は、首相により指定された職務に関してのみ責任を負うこと（同法第 20 条）

② 省に大臣及び政務長官をおく場合は、大臣は、主任の大臣として当該省を代表し、政務長官は、次官として大臣により指定された職務を行うこと（同法第 24 条）。

などが定められている。

#### エ 閣僚評議会の権限

同法は、首相及び閣僚評議会の構成員の権限については上記のとおり規定をおいているが、閣僚評議会の権限については特に触れられておらず、閣僚評議会の合議体としての権限はあいまいである。

#### (4) 王国政府（閣僚評議会）と国民議会の関係

王国政府（閣僚評議会）と国民議会の関係については、憲法上、

① 王国政府形成を要請される者（首相）を国王が指名する際に、国民議会副議長の同意に基づく国民議会議長の推薦を要すること（憲法第 119 条）

② 王国政府の形成に当たっては、国民議会の議員総数の 3 分の 2 の信任投票が必要とされていること（憲法第 90 条）

③ 「王国政府（閣僚評議会）の構成員は、王国政府の政策全般に関して、国民議会<sup>29</sup>に対して連帯責任を負う。王国政府（閣僚評議会）の構成員各人は、その職務に関して、首相及び国民議会に対して個別の責任を負う。」こと（憲法第 121 条）

<sup>28</sup> 副首相の英訳名はカンボジア E ガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.ministry.html> による。副首相のカタカナ表記、所属政党は CLAIR（財団法人自治体国際化協会）の HP <http://www.clair.or.jp/> による。

<sup>29</sup> カンボジア E ガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法第 121 条では、責任を負う議会について「the National Assembly」と英訳されていることから、憲法第 121 条の議会については「国民議会」と和訳した。



④ 国民議会には、議員総数の3分の2の賛成をもって、大臣を罷免し、又は政府不信任動議を議決する権限が認められていること（憲法第98条）

が定められている上、前記の閣僚評議会の組織及び権限に関する法律（以下「同法」という。）で、

① 首相は国民議会議員でなければならないこと（同法第5条）

② 首相の高位の文官及び武官の勅令による任命、異動及び罷免の提案は国民議会の承認を要すること（同法第14条）

③ 首相の国民議会が指定した国家予算外の支出を命令する権限についても、首相は、その支出に関して、国民議会に報告することを要すること（同法第16条）

などが定められていることから、同法や憲法の規定上は、王国政府（閣僚評議会）に対する国民議会の優位が保たれているといえよう。

#### （5）中央行政機関

行政権は、閣僚評議会の統括の下でそれぞれの行政機関によってその所管の事務が執行されている。

中央行政機関としては、閣僚評議会官房のほか、閣僚評議会の構成員である副首相兼大臣、上級大臣、大臣、政務長官を長とする省庁としては25省2庁が存在する。<sup>30</sup>

25省2庁については資料3のとおりである。

これら省庁の1つとして司法省が存在する。

司法省の組織及び機能については、2000年4月19日に発令された司法省の組織及び機能に関する政令（Anukret<sup>31</sup>）（以下「同政令」という。）に定められており（司法省の組織及び機能に関する政令の和訳の仮訳<sup>32</sup>を資料4として添付する）、同政令第3条によれば、司法省の機能及び任務は

- ・ 裁判官の職務執行中における独立を保護すること
- ・ すべての人々に対して法による正義を実施すること
- ・ 裁判所の行政手続を組織し、監視すること
- ・ 司法省の職員の人事を管理すること
- ・ 裁判所及び全検察官の機能を保障し、これらの機関を管理する各種法律を起草すること
- ・ 司法に関する法律について教育し、普及させること
- ・ 全審級の裁判所及び検察官の命令及び判決の適正な執行を保障すること
- ・ 法執行の目的のために、判決の執行、特に拘置所及び刑務所の検査を監視すること

<sup>30</sup> カンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/organ.ministry.html> による。

<sup>31</sup> 「Anukret」の英訳が「Sub Decree」である。前掲四本健二「カンボジア憲法論」153頁によると、「Anu Kret, Sub Decree」は「大臣会議令」と和訳され、この大臣会議令は大臣会議（本稿では上記のとおり「閣僚評議会」と和訳している。）の承認を経て、首相が署名し、公布するものである旨が説明されている。本稿では「Anu Kret, Sub Degree」については「政令」と仮訳する。

<sup>32</sup> 資料4の和訳は、法律家委員会（Council of Jurists）のHP [http://www.bigpond.com.kh/Council\\_of\\_Jurists/a00-Anukret/ANK00\\_04\\_19\\_E.htm](http://www.bigpond.com.kh/Council_of_Jurists/a00-Anukret/ANK00_04_19_E.htm) で公表されている「ANUKRET on The Organization and Functioning of the Ministry of Justice」の英語版を仮訳したものである。

- ・ 判決の抜粋を作成し、管理し、発行すること
- ・ 法手続に従って、恩赦、大赦を受理し、その準備を行い、管理すること
- ・ 司法分野及びそれに関係する法律についての国際協力を行うこと
- ・ 王国政府に委任されたその他の任務を実施すること

と定められている。

そして、司法省では、これらの機能及び任務を担当するため、同政令第4条で司法省の各局の設置を定め、同条によれば、司法省は

- ・ 大臣官房
- ・ 司法監査局
- ・ 総務局
- ・ 人事・研修局
- ・ 民事局
- ・ 刑事・恩赦局
- ・ 検察局
- ・ 国際局

で構成される（2006年11月23日現在の司法省の組織については資料5<sup>33</sup>参照）。

#### (6) 地方行政機関

カンボジア王国の国土は、州（Province）及び特別市（Municipality）に区画割りされる（憲法第145条）。

カンボジアには、現在、20の州があり、4の特別市（プノンペン、シアヌークビル、ケップ、パイリン）が存在している。<sup>34</sup>

州は、郡（District/Srok）に区画割りされ、さらに郡は村（コミューン）（Commune/Krum）に区画割りされる（憲法第145条）。

特別市は、区（District/Khan）に区画割りされ、さらに区は街（サンカット）（Sangkat）に区画割りされる（憲法第145条）。

村（コミューン）と街（サンカット）の下には、行政組織ではないが、集落（Phum）と呼ばれる自然村が存在する。

地方行政は、国の出先機関である州（Province）・特別市（Municipality）、郡（District/Srok）・区（District/Khan）と、2002年に地方自治体となった村（コミューン）（Commune/Krum）と街（サンカット）（Sangkat）により運営されている。

なお、前記の閣僚評議会の組織及び権限に関する法律第14条によれば、州知事及び特別市市長は、首相の提案及び国民議会の承認により任命、異動及び罷免が行われる。

郡（District/Srok）と区（District/Khan）の長については、内務大臣の指名に基づき

<sup>33</sup> 資料5の次官、次官補、監査長官の英語版の氏名及び人員配置については、司法省をカウンターパートとする前記の法制度整備プロジェクト（フェーズ2）のJICA長期専門家である坂野一生氏から御教示を受けた情報による。

<sup>34</sup> 州及び特別市の詳細についてはカンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/organ.admin.html>, 前掲「カンボジアへの投資（州別データ）」参照。

首相が任命をする。

内務省は、州・特別市、郡・区の長に内務省から職員を派遣し、州・特別市、郡・区での行政を統括している。

#### 4 司法府<sup>35</sup>

##### (1) 司法権と裁判所

憲法では、「司法権は、最高裁判所並びに下級裁判所のすべての部門及び審級に付与する。」(憲法第 128 条)と定められ、司法権は裁判所に属することとなった。

また、司法権の範囲については、「司法は、行政訴訟を含むあらゆる訴訟を司る。」(憲法第 128 条)と定められていることから、司法は、行政事件の裁判を含め、すべての訴訟を管轄することとなった。

##### (2) 司法権の独立と司法官職高等評議会

###### ア 司法権の独立

憲法では、「司法権は、独立の権力である。司法は、不偏不党である。」(憲法第 128 条)、「裁判官のみが、判決を言い渡す権限を有する。裁判官は、厳正に法律を遵守し、誠実かつ良心に従い、その職責を果たす。」(憲法第 129 条)、「司法権は、立法機関及び行政機関に付与しない。」(憲法第 130 条)などと定められ、司法権の独立が定められている。

###### イ 司法官職高等評議会

司法権の独立については、「国王は、司法の独立の擁護者である。」(憲法第 132 条)と定められていることから、憲法上は、国王が司法権の独立の擁護者であるが、政治性の強い立法権及び行政権から加えられるおそれのある侵害から司法権の独立を実質的に保障する機関として、憲法で「司法官職高等評議会」という機関を設けることが定められた(憲法第 132 条)。

憲法では、この司法官職高等評議会が、すべての審級の裁判官及び検察官の指名を国王に提案する権限を有することが定められた(憲法第 134 条)

また、憲法では、この司法官職高等評議会が、裁判官及び検察官の懲戒を、最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長の主宰の下で会合し、決定する権限を有することが定められた(憲法第 134 条)。

###### (ア) 司法官職高等評議会の構成

憲法第 134 条は、「司法官職高等評議会の構成及び権限は、組織法律で定める。」と定めていたことから、この規定に基づいて、司法官職高等評議会の組織及び権限に関する法律(以下「同法」という。)が 1994 年 12 月 22 日に採択された。

同法によれば、司法官職高等評議会は、国王が議長となり、司法大臣、最高裁

---

<sup>35</sup> 本項の記載にあたっては、前掲四本健二「カンボジア憲法論」167～173, 282～284, 289～295 頁、前掲作本直行編「アジア諸国の憲法制度」237～240 頁、前掲安田信之「東南アジア法」294 頁、前掲コン・テイリ氏作成の「カンボジアにおける立法過程と司法改革について」と題する報告書、CLAIR(財団法人自治体国際化協会)の HP <http://www.clair.or.jp/>を参考にした。

判所長官，最高裁判所所属検事総長，控訴裁判所長官，控訴裁判所所属検事長及び互選により選挙された3名の裁判官が委員となり，合計9名によって構成される（同法第2条）。

ただ，司法大臣がその職務を両立できないときは，司法省高官に上記委員の職務を行わせることができる（同法第2条）。

また，国王も，司法官職高等評議会の議事を主宰させるために，代理人を任命することができる（同法第3条）。

#### （イ）司法官職高等評議会の権限

##### a 裁判官及び検察官の任命，異動等

司法官職高等評議会は，すべての裁判官及び検察官の任命，異動，解任，停職，降格又は罷免若しくは昇格を国王に提案する（同法第11条）。

司法大臣は，この司法官職高等評議会の決定に基づいて裁判官または検察官の異動等に関する勅令草案を起草し，裁可を求めるため国王に提出する（同法第11条）。

##### b 裁判官及び検察官の懲戒

① 裁判官又は検察官は，まずは最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長<sup>36</sup>が主宰する司法官職高等評議会の懲戒会議により，懲戒する（同法第12条）。

国王及び司法大臣は，この懲戒会議に出席しない（同法第12条）

ただ，最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長は，国王又は国王の代理人が主宰する懲戒会議により懲戒する（同法第12条）。

② その後，懲戒会議は，裁判官又は検察官に対する懲戒処分の決定を，司法官職高等評議会に送付し，承認を求める必要があり，司法官職高等評議会による懲戒の決定が最終決定となる（同法第15条）。

#### （ウ）司法官職高等評議会の予算

司法官職高等評議会の委員に対する報酬の金額は，司法省と経済・財務省の合同省令に基づき定められ（同法第18条），その報酬は司法省の予算より支出する（同法第19条）。

### （3）裁判所の組織及び権限

憲法が移行措置として定めた憲法第158条では「カンボジアの国有財産，権利，自由及び合法的私有財産を保護し，国益に一致する法律その他の法令は，憲法の問題に反しない限り，新しい規定により改正され，又は廃止されるまで効力を有する。」と定められている。

したがって，裁判所の組織及び権限に関しては，現段階では新法又は改正法が制定

---

<sup>36</sup> 「最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長」の和訳は，法律家委員会（Council of Jurists）の HP [http://www.bigpond.com.kh/Council\\_of\\_Jurists/a00-Anukret/ANK00\\_04\\_19\\_E.htm](http://www.bigpond.com.kh/Council_of_Jurists/a00-Anukret/ANK00_04_19_E.htm) で公表されている司法官職高等評議会の組織及び権限に関する法律「Kram du 22 Décembre 1994 Sur L'organisation et le Fonctionnement du Conseil Supérieur de la Magistrature」の仏語版を仮訳したものである。

されていないことから、カンボジア王国憲法が施行、公布された以前の1993年1月25日に採択された裁判所法（以下「同法」という。）が現在も効力を有している。

同法によれば、カンボジアの裁判所は、州裁判所・特別市裁判所、軍事裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所により構成される（同法第1条）。

#### ア 州裁判所・特別市裁判所

カンボジアでは、第1審裁判所の普通裁判所として、州裁判所及び特別市裁判所が存在する。

州裁判所及び特別市裁判所は、当該州及び特別市内の刑事、民事、商事、行政及び労働事件について管轄を有している。

裁判は、裁判官1名の単独制が採用されている。

#### イ 軍事裁判所

第1審の特別裁判所として、軍事裁判所が設けられ、軍事裁判所は、軍人の規律違反を審理するが、軍人が関与する通常の刑事事件は、州裁判所及び特別市裁判所が審理する。軍事裁判所はプノンペンに設置されている。

その地理的範囲の管轄はカンボジア国内全域に及ぶ（同法第2条）。

軍事裁判所は国防省の管轄下に置かれ、軍事裁判所に委ねられたすべての事件が国防省に通知される。<sup>37</sup>

#### ウ 控訴裁判所

第2審裁判所として、控訴裁判所がプノンペンに設置されており、第1審の州裁判所及び特別市裁判所並びに軍事裁判所の判決に不服のある場合に、控訴を受理して審理を行う。

その地理的範囲の管轄はカンボジア国内全域に及ぶ（同法第2条）。

裁判は、裁判官3名で構成される合議制が採用されている。

#### エ 最高裁判所

第3審裁判所として、最高裁判所がプノンペンに設置されており、控訴裁判所の判決に不服のある場合に、上告を受理する。

その地理的範囲の管轄はカンボジア国内全域に及ぶ（同法第2条）。

最高裁判所は、原則として事実認定の審理は行わず、法令違背の有無についてのみ審理を行い、裁判では、5名の裁判官によって構成される小法廷が開廷される。最高裁判所が原判決を破棄して、事件を控訴裁判所に差し戻したにもかかわらず、控訴裁判所が最高裁判所の判決に示された判断に従わず、従前の控訴裁判所の判断を維持して変更しなかったときに、当事者が2度目の上告をしてきた場合には、最高裁判所は、法令違背の有無についてのみならず、事実認定の審理も行うことができ、その場合の裁判では、9名の裁判官によって構成される大法廷が開廷される。ただ、最高裁判所の裁判官の定員は9人に限られていない。

---

<sup>37</sup> プノンペン大学法経学部出版部出版の「Introduction au droit Cambogien」（仏語版）の125頁による。

なお、上記の各裁判所は、効力を有する法律に基づいて裁判を行うが、同法第4条に、民事訴訟において法律に明確な規定がない場合又は全く規定がない場合には、慣習、伝統、良心又は衡平の原則に基づいて審理を行うと定められている。

#### (4) 検察機関

カンボジアでは、検察機関は、州裁判所・特別市裁判所、控訴裁判所、最高裁判所にそれぞれ検事局が置かれるという形で存在している。

したがって、各州裁判所及び特別市裁判所には検事及び検事補1名で構成される検事局が設置され<sup>38</sup>、控訴裁判所には検事長、検事補各1名及び複数の検事で構成される控訴審検事局が設置され、最高裁判所には検事総長、検事総長補佐各1名及び複数の検事で構成される最高裁判所検事局が設置されている<sup>39</sup>。

刑事手続における検察官の権限及び責務については、資料1を参照していただきたい。また、検察官は、民事手続においても、裁判に立ち会っている。<sup>40</sup>

さらに、検察官は、民事裁判の強制執行についても担当し、検事正自ら又は検事正が選任した検事補が、警察等の協力を得ながら執行を行うことになっている。<sup>41</sup>

#### (5) 法曹の養成制度

##### ア 裁判官・検察官の養成制度

##### (ア) 王立裁判官・検察官養成校の設置

前記のとおり、カンボジアでは、1970年以降、内戦状態となり、特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では、法曹を含む知識層が徹底的に粛清されるなどしたため、生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったと言われている。そこで、カンボジアでは、裁判官の不足を補うため、書記官や教員などを裁判官に任命していたが、1993年のカンボジア王国憲法制定後もしばらくは裁判官・検察官の組織的な法曹教育は行われていなかった。

しかし、2002年2月5日に司法官職養成校の設置に関する政令（Sub Decree）が公布され、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors）（以下、「養成校」という。）が設置されることになった。

そして、養成校は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施することなどが目的とされ、今後は養成校を卒業した者のみが新規の裁判官及び検察官として任命されることとなった。

##### (イ) 養成校の選抜試験の受験資格

<sup>38</sup> なお、2000年9月7日から9月19日までの間、JICAのカンボジア法整備第2次事前調査団としてカンボジアに派遣された矢吹公敏氏、三澤あずみ氏、坂野一生氏の調査結果によると、通常、州又は特別市裁判所においては、検事正1名と検事補数名が配置されているが、州によっては検事正1名のみが配置されているとの報告がなされている。

<sup>39</sup> プノンペン大学法経学部出版部出版の「Introduction au droit Cambogien」（フランス語版）の134、135頁の記載を参考にして記載した。

<sup>40</sup> 資料1の注釈12、資料2の3（3）参照。

<sup>41</sup> 前記の法制度法整備支援の一環として、2001年8月27日から同年9月7日までの間、カンボジアの裁判官及び司法省職員8名を日本に研修員として招いて実施した本邦研修の際に、カンボジアの研修員が、カンボジアの民事執行制度について報告した内容による。

養成校の研修生になるためには、養成校の選抜試験に合格する必要があるが、その選抜試験には受験資格がある。その受験資格は2種類に分けられている。

第1は、大学の法学部の卒業生で、30歳以下である者、又は法学大学院の卒業生で、35歳以下である者である。

第2は、38歳以下の大学の法学部の卒業生で、公務員として勤務している者である。なお、この第2の場合、もし公務員としての勤務経験が5年を超えていれば、試験の得点に10パーセントの追加点が自動的に加算される。

いずれの受験者も選抜試験を受験する機会は3回与えられる。

ただ、政府に推薦される5名までの上位官吏は選抜試験を受験せずに養成校の研修生になることができる。その推薦対象となる者は、法学士の学位を持ち、勤務業績が良いものとなっている。

#### (ウ) 養成校の第1期の研修状況

養成校では、第1期の研修生55名（選抜試験により選抜された者が50名、政府推薦者が5名）に対する研修が2003年11月から開始された。

研修期間は2年間であり、8か月間の前期研修、1年間の実務研修、4か月間の後期研修によって構成された。前期及び後期研修は、養成校<sup>42</sup>において講義等が中心に行われ、実務研修は、15か所の州裁判所に研修生を分散配置し、裁判実務教育が行われた。第1期の研修生55名は、2005年11月に卒業し、卒業生のうち36名が裁判官に、19名が検察官に任命された。

なお、2006年12月現在の司法省の最新のリストによれば、カンボジアにおける裁判官と検察官の人数は、裁判官が153名（うち女性19名）、検察官が74名（うち女性2名）である。裁判官、検察官の配属先は、以下の表のとおりである。

	裁判官 (うち女性数)	検察官 (うち女性数)	合計 (うち女性数)
司法省付 (国会議員含む)	9名(2名)	1名(0名)	10名(2名)
裁判所	142名(17名)	71名(2名)	213名(19名)
王立司法学院	1名(0名)	1名(0名)	2名(0名)
クメールルージュ 特別法廷事務局 <sup>43</sup>	1名(0名)	1名(0名)	2名(0名)
合計	153名(19名)	74名(2名)	227名(21名)

#### (エ) 養成校の第2期の研修生の選抜試験の状況

養成校では、第2期の研修生55名（選抜試験により選抜された者が50名、政府推薦者が5名）に対する研修が2006年5月から開始されたが、それに先立って、第2期の研修生になるための選抜試験が実施された。

<sup>42</sup> 教室等の施設は、プノンペン所在の王立行政学院の右翼部分を貸与されている。

<sup>43</sup> ECCC (Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia) を仮訳したものである。

養成校の選抜試験には、1次試験と2次試験がある。

1次試験は、筆記試験であり、受験生の能力及び意見の表現力を見るためのものである。

2次試験は、口頭試験であり、受験生の考え方、技術的な知識及び口頭陳述能力を見るための試験である。

第2期の研修生の選抜試験の1次試験の筆記試験は、2006年3月29日から同月31日までの3日間の日程で行われた。1日目が一般教養で、2日目が民事科目で、3日目が刑事科目で、全て論述式の試験であった。276名がこの1次試験を受験し、同年4月12日に1次試験の合格発表が行われ、78名が合格した。

2次試験の口頭試験は、同年4月18日から同月21日までの3日間の日程で行われた。口頭試験は、語学、法律、一般の3科目があった。語学については、英語又はフランス語を受験生が選択した。法律については、受験生のくじ引きにより、労働法、商法、行政法・憲法のうちのいずれかに受験分野が決められた。一般科目については、試験官が受験生に対して自由に質問を行った。

同年4月24日に最終合格者の合格発表が行われ、50名（うち女性2名）の合格者が発表された。

#### (オ) 養成校の第2期の研修状況

第2期の研修は、2006年5月から開始されたが、研修期間も第1期と同様の2年間であり、第1期と同様に8か月の前期研修、1年間の実務研修、4か月の後期研修によって構成される予定である。

2006年5月から同年12月までの前期研修の民事教育分野においては、前記の裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの支援活動の一環として、国際協力部が中心となって策定支援を行ったカリキュラムに基づいて、前記の法制度整備プロジェクトにおいて我が国が起草支援を行った民法草案の講義・事例演習及び民事訴訟法に基づく第一審手続の解説・判決起案の講義が行われている。

養成校は、2007年5月に第3期の研修を開始することを計画している。

#### イ 弁護士養成制度

カンボジアにおいては、UNTACの暫定統治期間前には、資格を要する弁護士制度は整備されず、UNTACの暫定統治期間中に組織された人権NGOのいくつかが刑事「弁護士」団体としての活動を開始していたにすぎなかった。

しかし、1995年6月に弁護士法（以下「同法」という。）が採択され、弁護士は弁護士会への入会と弁護士名簿への登録が義務づけられるとともに（同法第8条）、弁護士登録の要件として、原則として、クメール国籍を有するもので、法学士の学位を有し、弁護士養成校の認定（試験）を受け、かつ軽罪又は重罪で有罪判決を受け若しくは懲戒又は行政処分を受け、若しくは裁判所から破産宣告を受けたことのない者と定められた（同法第31条）。

そこで、2002年10月から新規弁護士を養成するための弁護士養成校（Center



for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia) の第 1 期の研修が開始された。研修期間は 11 か月で、最初の 8 か月は弁護士養成校<sup>44</sup>での講義及びリーガルクリニック<sup>45</sup>での研修を中心とし、次の 2 か月は弁護士事務所、NGO 事務所などでの実務研修を行い、最後の 1 か月は卒業試験準備である<sup>46</sup>。弁護士の資格を得るためには、弁護士養成校を卒業後、さらに 1 年間、弁護士事務所において、研修弁護士 (Trainee Lawyer) として勤務する必要がある。

2006 年 11 月現在は、弁護士養成校において、第 7 期の研修生に対する研修が行われている。

なお、2006 年 12 月現在のカンボジアにおける弁護士の人数は 513 名 (95 名の Trainee Lawyer を含む。) である。<sup>47</sup>

## 5 憲法院

憲法第 150 条で「この憲法は、カンボジア王国の最高法規である。法律及び国家機関の決定は、憲法と厳格に一致しなければならない。」と定められているが、この憲法の最高法規性を保障する機関として、憲法の第 12 章に「憲法院」に関する 9 か条の条文がおかれ、この憲法院に違憲審査権を与えている。

### (1) 憲法院の構成

憲法院は、9 年間を任期とする 9 名の評議官により構成され、その 9 名の構成員は、国王が 3 名の評議官を指名し、国民議会が 3 名の評議官を指名し、司法官職高等評議会が 3 名の評議官を指名すると定められている (憲法第 137 条)。

このように、カンボジアの違憲審査制は、通常の裁判所でも、憲法裁判所でもない、国王、国民議会、司法官職高等評議会が指名した 9 名の評議官によって構成される憲法院という特別の機関に違憲審査権を与えているという特徴を有している。

### (2) 憲法院の権限

憲法院は、後記のとおり、違憲審査権を有するほか、国民議会議員及び上院議員の選挙に関する争訟を調査し、決定を下す権限を有すると定められており (憲法第 136 条)、憲法のあらゆる修正提案に関して、国王と合議を行う権限も有すると定められている (憲法第 143 条)。

憲法院の違憲審査権については、公布前の法律案の合憲性と公布後の法律の合憲性のどちらの段階についても違憲審査権を有しているという特徴を有している。

#### ア 公布前の法律案等の違憲審査権

<sup>44</sup> プノンペン大学法経済学部から教室及び事務室を無償で借りている。

<sup>45</sup> 法律扶助と弁護士養成校の研修生の訓練の双方を目的とする法律相談室である。研修生は弁護士の指導の下、市民から寄せられた実際の相談事案を検討する。

<sup>46</sup> JICA の小規模開発パートナーシップ事業及び開発パートナーシップ事業の枠組みで実施した日本弁護士連合会の弁護士養成校に対する支援の状況については、ICD NEWS 第 5 号 4～83 頁、2003 年 11 月発行の日本弁護士連合会の「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト・JICA 開発パートナー事業中間報告書」参照。

<sup>47</sup> 前記 JICA 長期専門家坂野一生氏が 2006 年 12 月現在、カンボジア現地で確認された情報による。

公布前の法律案の合憲性の審査については、国民議会が採択した法律案の場合には、国王、首相、国民議会議長、国民議会議員総数の10分の1の議員、上院議長、上院議員総数の4分の1の議員の請求により、法律案が憲法院に送付される（憲法第140条）。

国民議会規則、上院規則及びその他の組織法律案の場合には、上記請求権者からの請求がなくとも、公布前に憲法院に送付される（憲法第140条）。

憲法院は、法律案、国民議会規則案又は上院規則案が合憲か否かを30日以内に決定する（憲法第140条）。

#### イ 公布後の法律案等の違憲審査権

公布後の法律の合憲性の審査については、国王、首相、国民議会議長、国民議会議員総数の10分の1の議員、上院議長、上院議員総数の4分の1の議員又は裁判官の請求により、憲法院は当該法律の合憲性を審査する（憲法第141条）。

また、市民も、国民議会議員、国民議会議長、上院議員又は上院議長を通じて、法律の合憲性の審査を憲法院に求める権利を有すると定められている（憲法第141条）。

なお、1998年3月18日に採択された憲法院の組織及び権限に関する法律第19条には「裁判の当事者は、その基本的権利又は自由が侵害されると確信したときは、法律の条項又は国家機関の決定について、その違憲性を裁判所に対して主張することができる。裁判所は、前項の主張に根拠があると認めるときには、10日以内に当該事件を最高裁判所に送付する。最高裁判所は、請求を審議し、不相当と決定するときを除いて、15日以内に請求を憲法院に送付する。」と定めている。

したがって、国民は、具体的な訴訟事件の裁判の際には、上記のように国民議会議員等を介さずに、直接裁判所を通じて憲法院に法律の条項又は国家機関の決定の違憲性を主張することができるものと考えられる。

ただ、上記の憲法第141条により、裁判所は、公布後の法律の合憲性の審査の請求権者になっていることから、裁判所は、具体的な訴訟事件の裁判の際に、当事者から法律の合憲性の審査についての申立てがなくとも、職権により当該法律の合憲性の審査を憲法院に請求することができるものと考えられる。

#### ウ 憲法院が違憲と決定した場合の効果

憲法院が違憲と決定した場合の効果については、「憲法院が違憲とした条文は、公布せず、施行しない。憲法院の決定は、最終決定とする。」（憲法第142条）と定められており、憲法院が違憲と決定した法律案及び法律等の条文はそれ以降は効力がなくなり、その決定が最終決定であることが明らかにされている。

### (3) 憲法院の設立

憲法で「憲法院の組織及び活動は、組織法律で定める。」（憲法第144条）と定められていたことから、上記のとおり、1998年3月18日に憲法院の組織及び権限に関する法律が採択され、その後の1998年6月に憲法院は設立された。

## 6 国民大会

憲法では、第14章に「国民大会」に関する3か条をおき、直接民主制の性格を有する機関として国民大会という機関を設けた。

憲法では、クメール市民は、性別を問わず、この国民大会に参加する権利を有すると定められた（憲法第147条）。

この国民大会で、国民は、国益に関する事項について直接に情報を受け、問題を提起し、問題解決のために国家機関に対して、請願を行うことができると定められた（憲法第147条）。

また、この国民大会は、国民議会及び上院並びに政府の検討に付すために、勧告を採択すると定められた（憲法第149条）。

この国民大会は、年に1度会合し、首相が、12月初旬に召集すると定められている（憲法第148条）。

しかし、この国民大会は、1994年に1回会合が開催されたものの、その後は法律が整備されていないという理由で<sup>48</sup>、現在まで開催されていない。

---

<sup>48</sup> 前掲コン・テイリ氏作成の「カンボジアにおける立法過程と司法改革について」と題する報告書による。

## 資料 1

### カンボジアの刑事司法手続について

以下は、平成14年8月29日（木）から9月11日（水）までの間、法務総合研究所国際協力部が実施したカンボジア司法制度共同研究における研究員の発表及び質疑応答の内容をまとめたものである。

- (日 時) 平成14年9月4日（水）  
10:00～12:30, 14:00～17:00
- (場 所) 大阪中之島合同庁舎4階セミナー室
- (発表者) Mr. Meas Sopeak（ミアス・ソピアック氏）  
Deputy Prosecutor, Sihanoukville Court  
（シアヌークビル裁判所付置検察局次席検事）
- (日本側) 法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年  
法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正（記録担当）
- (概 要) 以下のとおり。

#### 1 根拠法

カンボジアの刑事訴訟手続は、1993年1月29日に採択されたカンボジア刑事訴訟法<sup>1</sup>（以下、「法」という。）に規定されている。

また、国連カンボジア暫定統治機構<sup>2</sup>の後押しで、カンボジア最高国民評議会<sup>3</sup>が1992年9月10日に採択した「暫定統治期間中のカンボジアに適用する刑事及び刑事手続に関する規定」（以下、「UNTAC法」という。）<sup>4</sup>が適用されている。

<sup>1</sup> 1993年カンボジア刑事訴訟法の全体構成は、以下のとおり。なお、同法は、2002年7月に改正されたということである。

第1章 総則 (General Provision)	1～34条
第2章 司法警察 (Judiciary Police)	35～48条
第3章 プロビンス検察局 (Provincial Public Prosecutor Department)	49～67条
※ 各プロビンス裁判所にそれぞれ検察局が付置されている。	
第4章 調査裁判官 (The Investigating Judge)	68～95条
第5章 プロビンス裁判所, 市裁判所 (Provincial or Municipal Tribunals)	96～155条
第6章 控訴裁判所 (The Appeal Court)	156～205条
第7章 最高裁判所 (The Supreme Court)	206～236条
最終規定 (Final Provision)	237～238条

<sup>2</sup> UNTAC: the United Nations Transnational Authority in Cambodia

<sup>3</sup> SNC: the Supreme National Council

<sup>4</sup> Provisions Relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia during the Transnational Period

## 2 手続概要 I

逮捕から公訴に至る手続の流れは、以下のとおりである。

### ① 逮捕

司法警察<sup>5</sup>は、告訴・告発を受理し、証拠を収集（法 38 条）するとともに、被疑者を逮捕する。

逮捕には、現行犯逮捕（f.d: *flagrant delicto*）と令状による逮捕に分かれる。

犯罪は、重罪、軽罪及び微罪に大別される<sup>6</sup>。

司法警察は、重罪及び軽罪の現行犯逮捕をすることができる（法 47 条）。

また、司法警察は、検察官が発する令状による逮捕をすることもできる（UNTAC 法 19 条）。

司法警察が容疑者を拘束することができる期間は、48 時間以内（最低限必要な移送期間を除く。法 47 条）。ただし、2002 年 7 月の法改正後は、必要があれば、24 時間延長することができることとなった（合計 72 時間）。

### ② 司法警察が検察官に書類送検する（法 48 条）。

### ③ 検察官は、一般人、司法警察などからの告訴、告発を受理し、予備調査（preparatory investigation）をする責務がある（法 56 条）。

微罪については、捜索（search）する必要はないが、裁判所（penal court）が微罪について審理した場合は、求刑してもよい（法 57 条）。

なお、被疑者が裁判所の管轄外に逃亡した場合は、逃亡先の裁判所から、管轄の裁判所へ移送される（法 102 条参照）。

### ④ 検察官は、告訴、告発又は書類送検を受けてから、犯罪にあたらないと判断した場合は、2 か月以内に意見を告訴状等に付記するとともに、告訴人に通知する（法 59 条）。犯罪にあたる場合は、直ちに裁判所における調査（judicial inquiry）を開始するため、裁判所へ導入的に起訴（introductive charge）する（法 60 条）。

なお、検察官は、刑期が 1 年以下と考えられる事件については、直接、公判裁判所へ手続を進める（法 67 条）。

### ⑤ 調査裁判官は、検察官からの請求があった場合にのみ、調査を行う（法 69 条）。

調査を行った裁判官は、公判に加わることはできない（法 68 条）。

### ⑥ 調査裁判官は、事前に検察官に知らせた上で、現場検証をすることができる（法

---

<sup>5</sup> 司法警察（J.P: Judiciary Police）として活動できる者は、14 種類ある（法第 36 条）。

なお、改正後の刑事訴訟法では、コミュニティの長も司法警察として活動できる（コミュニティはカンボジアの最小行政区画で、概ね 3,000 世帯〔1 世帯は 10 名程度〕が居住している。）。

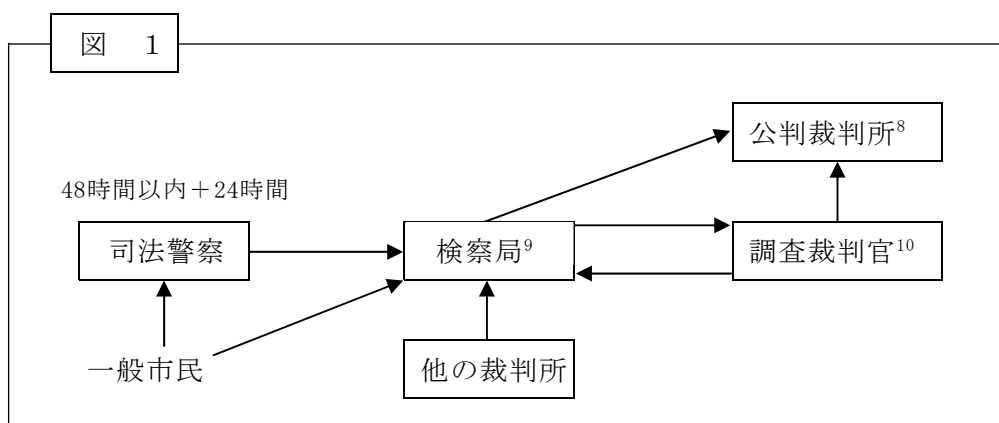
① 検察官、調査裁判官（義務のみ）、② 司法及び経済警察の部長又は副部長、③ 対テロリズム部の部長又は副部長、④ 市警察及びプロビンス警察の長官又は捜査官、⑤ 刑事及び経済警察署長、⑥ 対テロリズム署長、⑦ 治安警察署長、⑧ ディストリクト、プロビンス又はカン（khan: ディストリクトなどと同じレベルの地方組織）の捜査警察官、⑨ 行政警察委員長（刑事犯について）、⑩ 交通警察又は交通違反課の長（交通違反について）、⑪ 軍事警察の長又は係官（軍事犯について）、⑫ 国境警察官、⑬ 関税捜査官（関税をめぐる違反について）、⑭ 森林・漁業事務官

<sup>6</sup> A. 重罪（felony, crime）刑期 5 年以上、B. 軽罪（misdemeanours）刑期 7 月以上 5 年未満、C. 微罪（minor offences）刑期 7 日以上 7 月未満

72 条)

- ⑦ 調査裁判官は、被疑者を審問（法 75 条以下）するとともに、告訴状に名前の書かれた人物や、証人その他真実の発見に資すると思われる人物を召喚し、事情聴取する（法 81 条以下）。
- ⑧ 調査裁判官が「調査は完了した」と判断した場合は、一件書類を検察官へ送り、検察官は、書類を受け取ってから 24 時間以内に、調査裁判官へ起訴状（a charge in writing）を送付するとともに一件書類を返送する（法 89 条）。
- ⑨ 証拠不十分の場合、調査裁判官は不起訴相当との命令を出すことができる。この命令と一件書類は直ちに検察官に送付され、検察官は、24 時間以内に控訴裁判所へ異議申し立てをすることができる（法 90 条）。
- ⑩ 罪状が重罪又は軽罪にあたる場合、調査裁判官は、起訴状の送付を受けた後に、被疑者の身柄を裁判所に送る。調査裁判官は、自由に、求刑の変更を命じることができる。変更命令は 48 時間以内に検察官へ送付され、検察官は控訴裁判所に不服を申し立てることができる（法 92 条）<sup>7</sup>。

手続の流れは、以下の図 1 のとおりである。



<sup>7</sup> 検察官は、被疑者が勾留されている場合は 2 か月以内、釈放されている場合は 24 時間以内に控訴することができる。

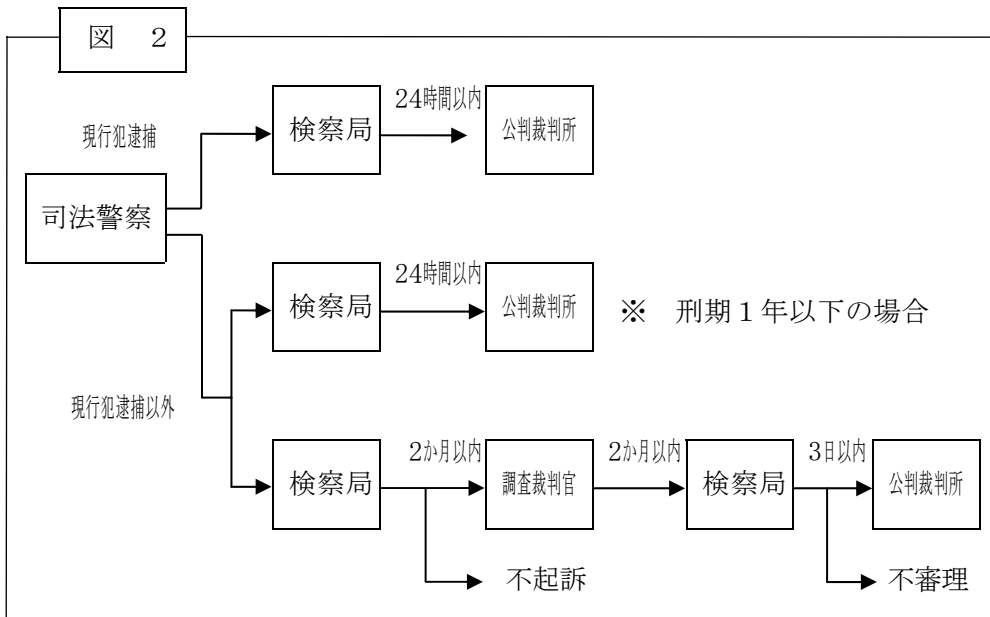
<sup>8</sup> Trial Court

<sup>9</sup> PPO:Public Prosecutors Office

なお、各プロビンス裁判所に 1 つずつ検察局がある。検察局は、1 人の検察官と 1 人の補助検察官からなる（法 49 条）。

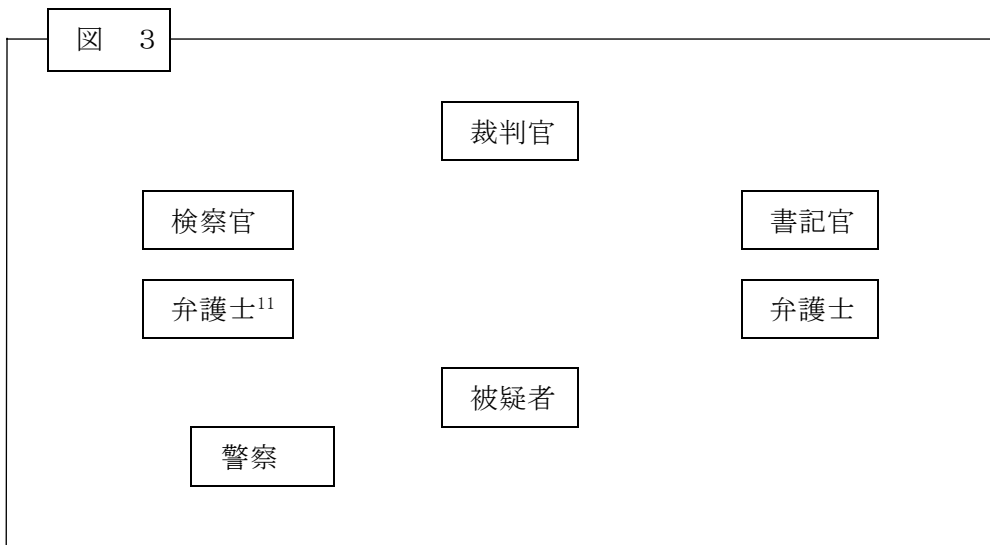
<sup>10</sup> I.P:Investigating Police

これを、現行犯逮捕とそれ以外とに分けて整理すると、以下のとおりとなる。



### 3 手続概要 II

法廷内の配置は、以下のとおりである。



手続は以下のとおり。

まず、公判期日の3～5日前に通知される。

公判では、最初に、開廷が宣言される。

次に、被疑者の権利及び義務が告げられる。

被疑者の権利及び義務は次のとおりである。

- ① 真実を発言する義務
- ② 答えられないときは、弁護士に助けを求める権利
- ③ 裁判官の変更の申立てをする権利

<sup>11</sup> 付帯私訴の場合に、被害者（原告）の訴訟代理人として弁護士が出廷する場合がある。

④ 被疑者による加害が何であったかを述べる権利  
次に、裁判長は、自ら被疑者に質問する。  
その後、検察官<sup>12</sup>に対して、質問してよいと言う。  
被疑者、証人、コミュニケーションの長の順番で発言する。

#### 4 その他

期間制限について、UNTAC 法で以下のように規定されている。

##### 第 21 条（期間制限）

- 1 被告人は、勾留されているか否かにかかわらず、逮捕後遅くとも必ず 6 か月以内に判決を受ける。
- 2 被告人の弁護人は、公判日を、少なくとも 15 日前までに必ず知らされる。

---

<sup>12</sup> 民事事件であっても、検察官は、参加者として法廷に出て、意見を述べることができる（法 53 条）。民事事件のうち、公共の利益に関する事件の場合は、検察官は、当事者として法廷に出る（法 54 条）。もし、結果的に、公共の利益に関する事件ではなかった場合は、検察官は意見はないと発言する。



## 資料2

### カンボジアの民事司法手続について

以下は、平成14年8月29日（木）から9月11日（水）までの間、法務総合研究所国際協力部が実施したカンボジア司法制度共同研究における研究員の発表及び質疑応答の内容をまとめたものである。

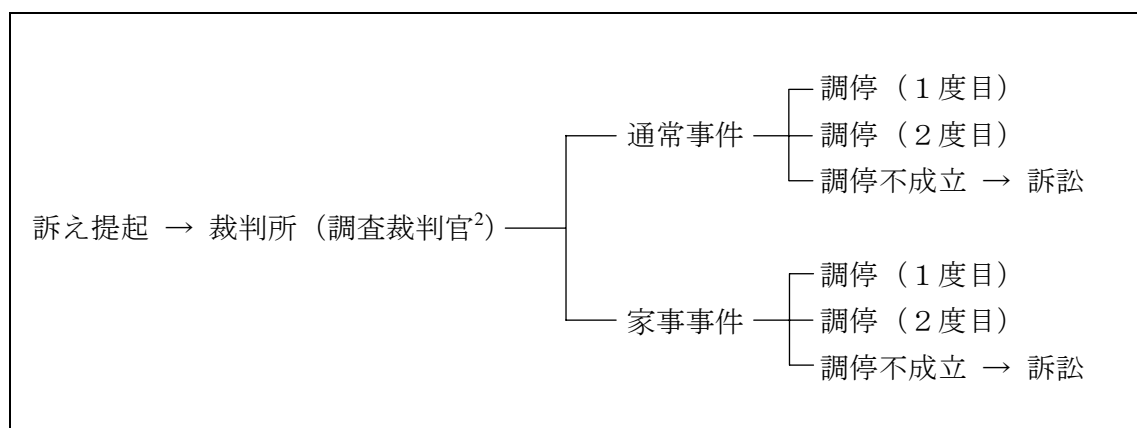
- (日 時) 平成14年9月5日（木）10:00～12:30  
(場 所) 大阪中之島合同庁舎4階セミナー室  
(発表者) Mr. In Bopha（イン・ボーパー氏）  
Judge, Kondal Province Court（カンダル州裁判所判事）  
(日本側) 法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年  
法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正（記録担当）  
(概 要) 以下のとおり。

#### 1 根拠法

カンボジアの民事訴訟手続に関する根拠法令としては、1984年9月8日付けの民事訴訟に関する通達（以下「通達」という。）<sup>1</sup>及び1993年の民事判決執行手続に関する法律がある。

#### 2 手続概要 I

訴訟に至るまでの手続は、以下のとおりである。



<sup>1</sup> "Introduction of the CAMBODIAN JUDICIAL PROCESS" Koy Neam, The Asian Foundation 44ページ

<sup>2</sup> Inquiring Judge

訴えが提起されると、まず、調停<sup>34</sup>を行う。

通達によれば、民事訴訟における最初の手続として考えられるのは、以下の5段階である。<sup>5</sup>

- (1) 訴えの提起
- (2) 調停
- (3) 訴えの登録と手数料
- (4) 調査
- (5) 裁判官の忌避

### 3 手続概要Ⅱ

訴訟における手続は、以下のとおりである。

- (1) 訴訟前
  - ・ 裁判所書記官が法廷を準備
  - ・ 法廷内規則を朗読
  - ・ 関係当事者の出席を確認
- (2) 開廷
  - ・ 書記官が参加者を法廷内へ案内
  - ・ ベルが3回鳴らされる
  - ・ 裁判担当裁判官が法廷に入る
  - ・ 裁判担当裁判官が参加者に起立・着席を命じる
  - ・ 裁判担当裁判官が開廷を宣言する
  - ・ 書記官が、訴えの目的及び訴訟当事者を読み上げる
- (3) 調査
  - ・ 事件の事実関係を明らかにするため、裁判官は、当事者尋問において重要な役目を果たす。
    - ア・ 原告
      - ・ 被告
      - ・ 他の参加者（証人、真実を知っている者）
    - イ・ 弁護士
      - ・ 検察官
      - ・ 手続内の質疑応答を書記官が記録する

---

<sup>3</sup> 調停においては、両当事者が呼ばれ、原告、被告の順に話を聞かれる。証拠書類を15日間で見つけるためにいったん返された後、1～2か月たったところに、また調停が行われる。その際、審問裁判官が原告に条件を提示する。原告が、その条件に応じれば事件は終了する。また、証拠がそろっている場合は、15日以内に裁判所が判断を下す。

<sup>4</sup> 調停は、裁判のどの段階でも行うことができる。なお、最高裁判所への上告は、法令違背の場合だけでなく、事実審理のためにも行うことができる。

<sup>5</sup> 前掲書44ページ以下

(4) 対面

- ・ 裁判官が争いについて聞いている間、訴えの相手方は互いに向き合う位置にいる
- ・ 書記官は、当事者が対面している間の記録をとる

(5) 判決の宣告

- ・ 判決は以下の事項を含まなければならない

ア 参加者の地位

- ・ 裁判所の構成
- ・ 当事者の氏名，年齢，職業，住所などの身元確認
- ・ 弁護士の身分証明
- ・ 訴えの目的物

イ 判決文

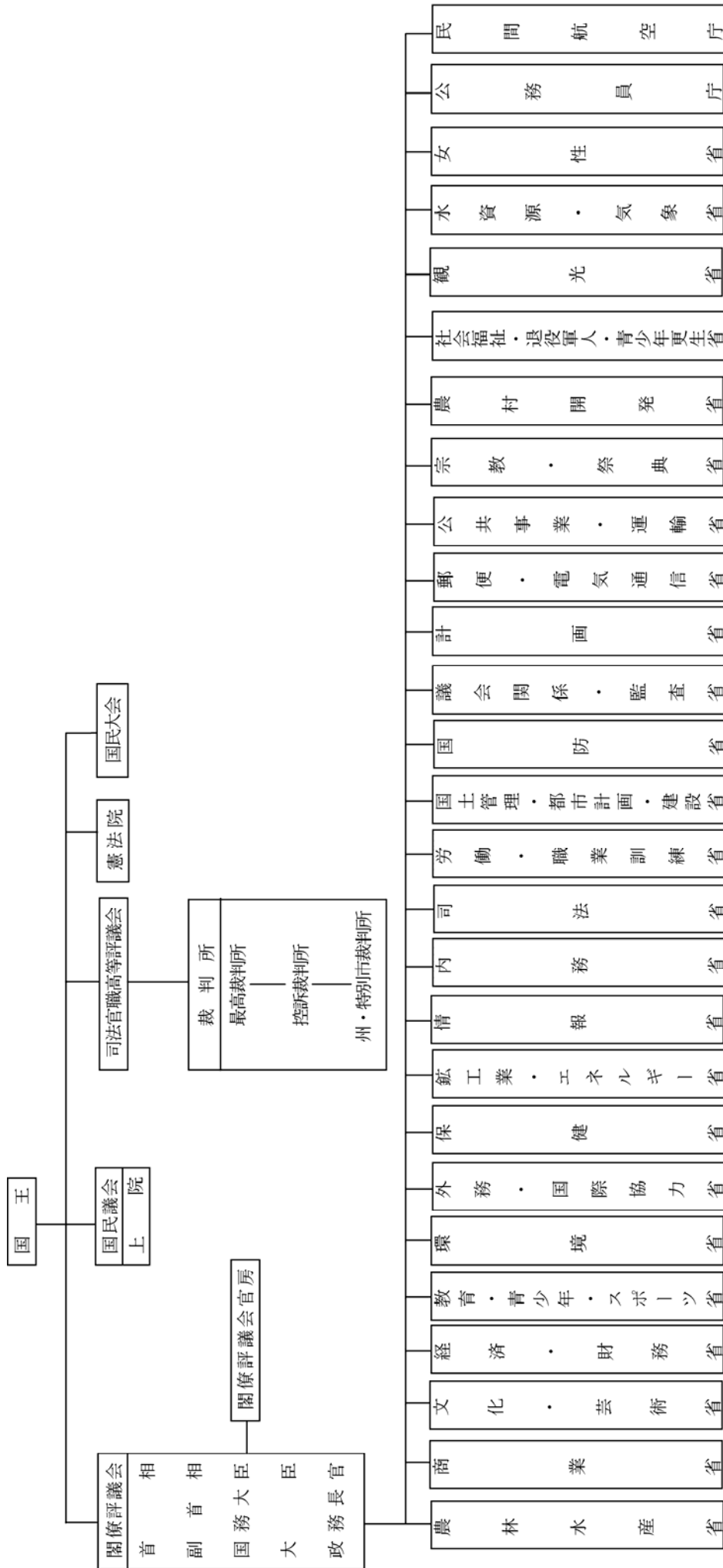
- ・ 当事者及び証人によって示された事件の事実
- ・ 判決の根拠（理由）
- ・ 事実と適用法に基づく判決

ウ 署名

- ・ 裁判担当裁判官の署名
- ・ 裁判所書記官の署名

# カンボジア統治機構図

資料 3



## 資料4 カンボジア司法省組織規定

### カンボジア王国 国家－宗教－国王

王国政府  
19/ANKr-BK

#### 司法省の組織及び機能に関する ANUKRET

王国政府は

- －カンボジア王国憲法を参照し、
- －カンボジア王国政府の任命に関する1998年11月30日付 Kret NS/RKT/1198/72 を参照し、
- －閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する1994年7月20日付 Kram 20/NS/94 を参照し、
- －司法省設立に関する1996年1月24日付 Kram NS/0196/RKM/04 を参照し、
- －司法官職高等評議会の組織及び機能に関する1994年12月22日付 Kram 09/NS/94 を参照し、
- －閣僚及び国家事務局の組織及び機能に関する1996年4月30日付の Anukret 20/ANK/BK を検討し、
- －2000年2月25日総会における閣僚評議会承認に基づき、

以下を決定する。

#### 第1章：総則

##### 第1条

この Anukret は、司法省諸機関の組織、並びに本省及びその他の局の任務を確定する。

#### 第2章：任務及び構成

##### 第2条

司法省は、カンボジア王国の司法に関する指導及び運営の任務を実施する権限を王国政府から委任されている。

### 第3条

司法省は、以下の機能及び任務を有する。

- －裁判官の職務執行中における独立を保護すること
- －全ての人々に対して法による正義を実施すること
- －裁判所の行政手続きを組織し、監視すること
- －司法省の職員の人事を管理すること
- －裁判所及び全検察官の機能を保障し、これらの機関を管理する各種法律を起草すること
- －司法に関する法律について教育し、普及させること
- －全審級の裁判所及び検察官の命令及び判決の適切な適用を保障すること
- －法執行の目的のために、判決の執行、特に拘置所及び刑務所の検査を監視すること
- －判決の抜粋を作成し、管理し、発行すること
- －法手続きに従って、恩赦、大赦を受理し、その準備を行い、管理すること
- －司法分野及びそれに関係する法律についての国際協力を行うこと、及び
- －王国政府が指定するその他の任務を実施すること

### 第4条

司法省は、以下で構成する。

- －大臣官房
- －司法監査局
- －総務局
- －人事・研修局
- －民事局
- －刑事・恩赦局
- －検察局、及び
- －国際局

司法省の組織表は、この **Anukret** に添付されている。

## 第3章：大臣官房

### 第5条

大臣官房は、上記の閣僚及び国家事務局の組織及び機能に関する1996年4月30日付 **Anukret 20/ANK/BK** の規定に定められている任務を担当する。

## 第4章 司法監査局

### 第6条

司法省司法監査局は、司法省の一機構として、以下の活動を実施する。

- －各部署，機関の行政的機能について定期的に検査を行うこと
- －裁判所，検察機関及び司法省管轄下の組織に対し行政監査を実施すること
- －司法官職高等評議会の機能について，個人又は法人から訴えが出された場合に，事件を解決すること
- －大臣に対し，検査を受けた裁判所，機関の行政機能について報告書を作成し，それらの機能の改善措置について大臣に提案すること
- －司法省職員所管の行政紛争を検討し，調停すること，及び
- －大臣が指定するその他の任務を実施すること

司法監査局は，監査長官1名，副長官，及び補佐として多数の監査官が指揮する。

## 第5章 総務局

### 第7条

総務局は，以下の活動のために省の一機関として機能する。

#### a) 管理及び企画

- －中央レベル及び所轄の地方機関の管理運営を調整すること
- －省の行政文書を管理し，回覧させること
- －省の運営効率，安全性及び社会的事項を保障すること
- －司法，検察統計を作成し，普及させること
- －省のデータシステムを構築し，管理し，発展させること
- －司法に関連する施行中の全法律文書，規則文書を公開すること
- －省内で会議，セミナー，式典を開催すること
- －司法省に関連する外国支援を調整し，支援の実施を監視すること

#### b) 財政管理及び後方支援

- －ニーズを評価し，出費計画を立て，機材及び資材を管理し，修繕，修復及び建設を手配すること
- －動産，不動産，資材在庫を管理し，財産目録を作成すること
- －機材を受け取り，各地方の裁判所及び検察官に配布すること
- －雇用形態及び職員数を維持すること
- －財政活動及び運営費に関する情報技術を体系化すること
- －省の公共調達実施に関する技術事項を検査すること

#### c) 会計及び財政管理

- －省の予算計画を提案し，その実施を監視すること
- －財政法に基づき，資金を適切に収集すること
- －省の全経費を結合し，調整すること
- －公共調達のための会計適用を管理すること

局長 1 名及び多数の代理が補佐として、総務局を指揮する。

## 第 6 章 人事・研修局

### 第 8 条

人事研修局は、以下の活動について省の一機構として機能する。

- －法律に定めるとおり、省の採用、任命、昇進、免職及び退職に関する方針を策定すること
- －国家公務員事務局と協力し、司法省に勤務する職員全員を管理すること
- －司法省に勤務する職員全員の研修を実施すること
- －裁判所の組織及び機能に関する法律文書を起案すること
- －各裁判所の機能及び職員数を定め、裁判所の活動に関する情報を収集すること
- －裁判官及び書記官の法令に係る規則を策定し、当該規則の実施を保障すること
- －経歴管理の事務ファイルを作成すること
- －人事管理統計及び運営計画を策定すること
- －裁判所の要望に基づき、裁判官採用の方針を定めること、及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

人事研修局は、局長 1 名及び必要に応じて多数の代理が補佐として指揮する。

## 第 7 章 民事局

### 第 9 条

民事局は、以下の活動について省の一機構として機能する。

- －民法及び民事訴訟に関する法律及び規則を起草すること
- －法律に定めるとおり、民事訴訟に関連する上訴を受理し、措置をとること
- －各省庁及び機関による私法、公法関連法の起草に参加すること
- －私法、行政法、商法、社会法、特許、文学芸術的財産に役立つ国際法について協議、交渉に参加し、協定を締結すること
- －民事を管轄する国際裁判所との適切な協力を保障し、民事に関する外国告発の執行を保障すること
- －裁判所の裁判費用の帳簿を検査すること
- －民法、労働法及び行政法に関して、閣僚に提言すること、及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

局長 1 名及び必要であれば多数の代理が補佐として、民事局を指揮する。



## 第8章 刑事・恩赦局

### 第10条

刑事・恩赦局は、以下の活動について省の一機関として機能する。

- －刑法及び刑事訴訟に関する法律及び規則を起草すること
- －刑事処罰を規定する各省庁及び機関の起草した法案，規則案全てを検討し，提言すること
- －犯罪に関する協定について交渉するに当たり，外務・国際協力省と協力すること
- －犯人引渡しに関する外国政府及びカンボジア人検察官の提案を検討し，刑事訴追に関する外国告発の適用を保障すること
- －短文（文字）で刑法に関する啓蒙，普及を実施すること
- －関係省庁及び社会組織と協力し，犯罪防止措置を策定し，実施すること
- －法律に定める刑罰，措置及び大赦のための行為の実施に関する訴えを受理し，処理すること
- －各省庁及び機関作成の刑法関連法律文書の起案に参加すること
- －中央政府及び地方政府の国家予算の年間決裁に関する法案を起草すること
- －刑事関連事項を検討し，提言すること
- －刑事事項の統計，業績報告書を作成すること
- －処罰を管理し，判決抜粋を発行すること，及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

局長1名及び必要であれば，多数の代理が，刑事大赦局を指揮する。

## 第9章 検察局

### 第11条

検察局は，以下の活動について省の一機構として機能する。

- －検察機関及びその機能実施手続に関する法律を起草すること
- －各省庁及び機関が作成する検察に関する法律文書の起案に参加すること
- －検察に関して各省庁及び機関が作成した法案，規則案を全て検討し，それについて提言すること
- －拘留所及び地方刑務所の監視報告書を検討すること
- －検察機関と協力し，犯罪防止措置を策定し，実施すること
- －検察機関に関連した訴えの準備を支援すること
- －検察統計及び業績報告書を作成すること
- －検察及び人権分野において国際機関と関係を構築すること
- －検察事項について検討し，提言すること，及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

検察局は，局長1名及び必要であれば多数の代理が指揮する。

## 第 10 章 国際局

### 第 12 条

国際局は、以下の活動について省の一機構として機能する。

- －司法に関連する国際問題全てを調整すること
- －司法に関連する国際法を研究し、調査すること
- －諸外国と司法関係を確立すること
- －麻薬及び不正資金浄化との闘いにおいて、国際機関、省庁と協力すること
- －ASEAN の司法分野を担当すること
- －諸外国、国際組織との協力プログラム、司法共助規約を策定し、閣僚陣及び諸外国からの訪問客との会議議定書を作成すること
- －検察に関する統計及び業績報告書を作成すること、及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

国際局は、局長 1 名及び必要であれば、多数の代理が指揮する。

## 第 11 章 財政監査機関

### 第 13 条

財政監査機関は、省庁予算経費を監査する財政監査機関設立に関する 1995 年 11 月 16 日付 Anukret No.81 に定める条件及び規則の下で、経済財務省により設立された。

## 第 12 章 最終規定

### 第 14 条

司法省の中央行政、部署又はそれ以下のレベルの組織及び機能は、司法省 Prakas により定める。

### 第 15 条

他の機関の権限に関する任務について、司法省は、司法省及び当該機関長の共同 Prakas を通じて、活動の責任及び実行を割り当てるため、当該局長と協力する。

### 第 16 条

この Anukret に反する規定は、いずれも無効である。

### 第 17 条

閣僚評議会担当大臣、司法大臣、並びに全関連機関の大臣及び国家事務局は、署名日からこの Anukret を履行する。

第 18 条

この Anukret は、署名日から施行される。

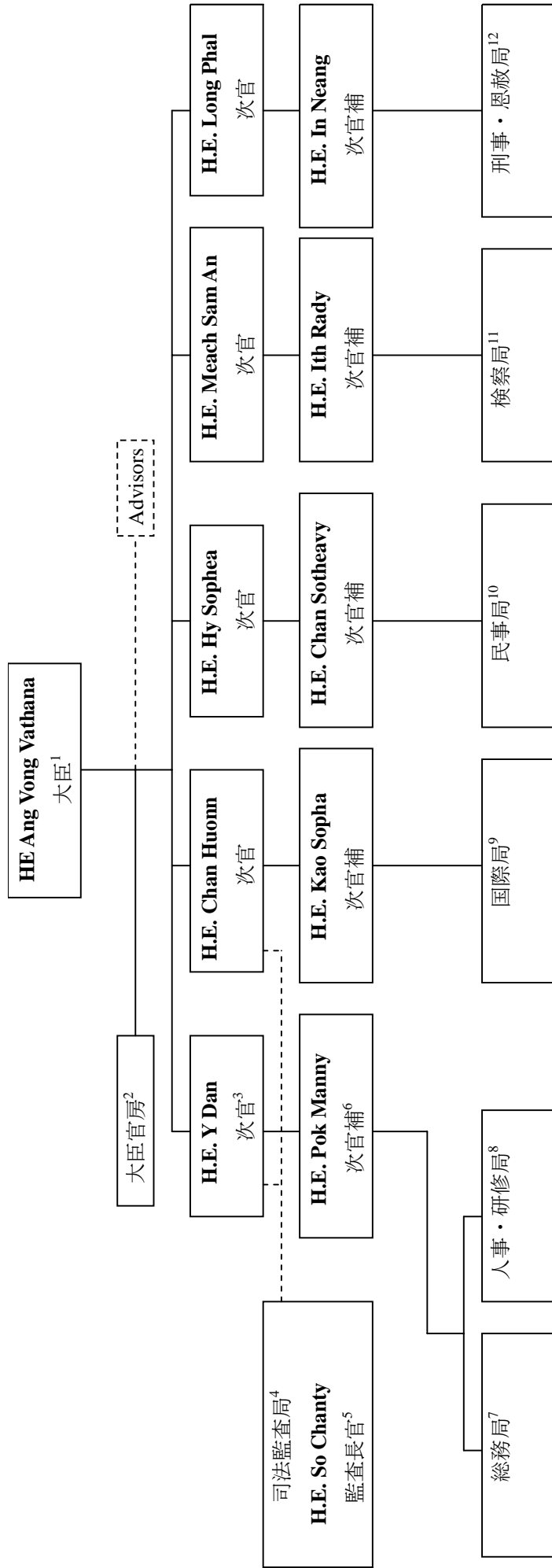
2000年1月20日 プノンペン

首相：フン セン

首相閣下に提出済み

司法大臣：オウク ヴィツン

カンボジア司法省組織図



<sup>1</sup> Minister  
<sup>2</sup> Cabinet of Minister  
<sup>3</sup> Secretary of State  
<sup>4</sup> Judicial General Inspectorate  
<sup>5</sup> General Inspector  
<sup>6</sup> Undersecretary of State  
<sup>7</sup> Department of Administration and General Affairs  
<sup>8</sup> Department of Personnel and Training  
<sup>9</sup> Department of International Affairs  
<sup>10</sup> Department of Civil Affairs  
<sup>11</sup> Department of Prosecution Affairs  
<sup>12</sup> Department of Criminal Affairs and Amnesty